

令和元年第8回美幌町議会定例会会議録

令和元年12月10日 開会
令和元年12月12日 閉会

令和元年12月10日 第1号

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
(諸般の報告)
日程第 3 行政報告
日程第 4 一般質問
- | | |
|----|-------|
| 2番 | 稲垣淳一君 |
| 9番 | 藤原公一君 |
| 1番 | 戸澤義典君 |
| 7番 | 馬場博美君 |

○出席議員

- | | | | |
|---------|--------|--------|--------|
| 1番 | 戸澤義典君 | 2番 | 稲垣淳一君 |
| 3番 | 大江道男君 | 4番 | 高橋秀明君 |
| 5番 | 木村利昭君 | 6番 | 伊藤伸司君 |
| 7番 | 馬場博美君 | 8番 | 古舘繁夫君 |
| 9番 | 藤原公一君 | 10番 | 坂田美栄子君 |
| 副議長 11番 | 岡本美代子君 | 12番 | 上杉晃央君 |
| 13番 | 松浦和浩君 | 議長 14番 | 大原昇君 |

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定による出席説明員

- | | | | |
|---------|-------|-----------|-------|
| 美幌町長 | 平野浩司君 | 教育委員会会長 | 矢萩浩君 |
| 農業委員会会長 | 鈴木幸往君 | 選挙管理委員会会長 | 松本光伸君 |
| 監査委員 | 高木清君 | | |

○地方自治法第121条第1項の規定による出席受任説明員

- | | | | |
|-------------|--------|----------|-------|
| 副町長 | 高崎利明君 | 総務部長 | 小室保男君 |
| 民生部長 | 那須清二君 | 経済部長 | 石澤憲君 |
| 建設水道部長 | 川原武志君 | 病院事務長 | 但馬憲司君 |
| 事務連絡室長 | 志賀寿君 | 会計管理者 | 武田孝司君 |
| 総務主幹 | 関弘法君 | 防災危機管理主幹 | 河端勲君 |
| まちづくり主幹 | 田中三智雄君 | 政策主幹 | 後藤秀人君 |
| 財務主幹 | 中尾亘君 | 契約財産主幹 | 大場正規君 |
| 税務主幹 | 片平英樹君 | 環境生活主幹 | 渡辺靖行君 |
| 児童支援主幹 | 小室秀隆君 | 福祉主幹 | 影山俊幸君 |
| 健康推進主幹 | 大場圭子君 | 農政主幹 | 佐々木斉君 |
| みらい農業センター主幹 | 午来博君 | 耕地林務主幹 | 中沢浩喜君 |
| 商工観光主幹 | 多田敏明君 | 施設管理主幹 | 以頭隆志君 |

建築主幹	西	俊	男	君	水道主幹	御	田	順	司	君
病院総務主幹	菅	敏	郎	君	地域医療連携主幹	高	山	吉	春	君
事務連絡室次長	川	口	真	人	教育部長	田	村	圭	一	君
学校教育主幹	遠	藤		明	学校給食主幹	齊	藤	浩	司	君
社会教育主幹	露	口	哲	也	スポーツ振興主幹	浅	野	謙	司	君
博物館主幹	鬼	丸	和	幸	農業委員会事務局長	酒	井	祐	二	君
選挙管理委員会事務局長 監査委員室長	谷	川	明	弘						

○議会事務局出席者

事務局長	遠	國	求	君	次	長	佐	藤	和	恵	君	
議事係長	鶴	田	雅	規	議	事	係	新	田	麻	美	君

午前10時00分 開会

◎開会・開議宣告

○議長（大原 昇君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、令和元年第8回美幌町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大原 昇君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、6番伊藤伸司さん、7番馬場博美さんを指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（大原 昇君） 日程第2 会期の決定についてを議題とします。

去る12月3日に、議会運営委員会を開きましたので、委員長から報告を求めます。

12番上杉晃央さん。

○12番（上杉晃央君）〔登壇〕 おはようございます。

令和元年第8回美幌町議会定例会の開会に当たり、去る12月3日、議会運営委員会を開催しましたので、その内容と結果について報告いたします。

本定例会に付議された案件は、議案13件、陳情1件、意見書案1件、報告事項3件ほかであります。

本日12月10日、第1日目は、まず初めに、町長から行政報告を受けます。

その後、一般質問に入りますが、通告順に稲垣淳一さん、藤原公一さん、戸澤義典さん、馬場博美さんの4名を予定しています。

第2日目、12月11日は、前日に引き続き一般質問を行い、伊藤伸司さん、木村

利昭さん、坂田美栄子さん、岡本美代子さん、大江道男さんの5名を予定しています。

第3日目、12月12日は、議案審議へと入り、議案第79号土地改良事業の計画変更についてから議案第91号平成31年度美幌町病院事業会計補正予算（第3号）についてまでの審議を行い、その後、陳情第1号網走川河畔公園パークゴルフ場の整備について、続いて、意見書案の審議、報告案件などを予定しています。

次に、本定例会において、各団体から陳情及び意見書の提出を求める要請を2件受理していますので、その取り扱いについて報告いたします。

美幌町パークゴルフ協会からの網走川河畔公園パークゴルフ場の整備を求める陳情については、議会運営委員会で検討した結果、現在の状況などを精査する必要があることから、所管の総務文教厚生常任委員会に付託することにいたします。

一般社団法人北海道保険医会からの国による妊産婦医療費助成制度創設並びに福祉医療制度の実施に伴う国保国庫負担金の削減措置廃止を求める陳情については、意見書案を作成し、本定例会において審議することといたします。

以上のとおり審議を進めることとし、会期を本日12月10日から12月12日までの3日間とします。

なお、審議の進行状況によっては、日程を変更する場合がありますので、議員及び行政職員各位におかれましては、御理解と御協力をお願いします。

慎重なる審議に皆さんの協力をお願いするとともに、行政職員の皆さんには真摯な答弁と対応をお願いし、議会運営委員会委員長としての報告といたします。

○議長（大原 昇君） お諮りします。

ただいま、議会運営委員会委員長から報告のあったとおり、本定例会の会期を本日

から12月12日までの3日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から12月12日までの3日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（大原 昇君） 諸般の報告を行います。

諸般の報告については、事務局長から報告させます。

○事務局長（遠國 求君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。朗読については省略させていただきます。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づく出席説明員につきましても、印刷したものを配付しておりますので御了承願います。

なお、松本選挙管理委員会委員長、鈴木農業委員会会長、明日以降欠席の旨、それぞれ届け出がありました。

また、本定例会中、議会広報及び町広報用のため写真撮影を行いますので御了承願います。

なお、報道機関の写真撮影及びパソコンの使用を許可しておりますので、あわせて御承知おき願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第3 行政報告

○議長（大原 昇君） 日程第3 行政報告について。

町長から行政報告があります。

町長。

○町長（平野浩司君）〔登壇〕 本日、ここに令和元年第8回美幌町議会定例会が開催されるに当たり、御出席を賜りました議

員各位に対しまして、心から感謝いたしますとともに、行政報告と提出案件の概要について御説明申し上げます。

行政報告といたしましては、第1に御寄附についてであります。

去る10月11日、新町1丁目にお住まいの尾島弘康様から、本町に転入された御祖父様の代から数え、100年を迎える節目に当たり、これまで町にお世話になったお礼として、役場新庁舎建設に伴う備品整備に役立てていただきたいと100万円の御寄附をいただいたところであります。

御厚志をありがたくお受けし、御趣旨に沿って活用してまいりたいと存じます。

また、去る11月18日、東京都世田谷区にお住まいの本田忠盛様から、博物館展示用備品の充実に役立てていただきたいと、300万円の御寄附をいただいたところであります。

御厚志をありがたくお受けし、御趣旨に沿って活用してまいりたいと存じます。

第2に、美幌町立国民健康保険病院の医師の退職についてであります。

このたび、国保病院の常勤医師4名が本年12月末から来年3月末にかけて退職することになりました。

退職する医師であります。まず、平成26年4月に採用いたしました小児科の古賀正啓医師で、一身上の都合により本年12月31日付をもって退職したい旨、平成27年6月に採用いたしました泌尿器科の野崎哲夫医師が、一身上の都合により令和2年1月31日付をもって退職したい旨、平成30年4月に採用いたしました婦人科の小松孝之医師が、一身上の都合により令和2年2月29日付をもって退職したい旨、それぞれ退職願いの提出があったところであります。

平成29年4月に採用いたしました外科の横山康弘医師につきましては、令和2年3月31日をもって定年退職となるものであります。

町といたしましては、それぞれ慰留に努めてまいりましたが、本人の意思を尊重して退職を承認したところであります。

後任につきましては、現在のところ招聘のめどが立っていない状況であります。小児科につきましては、小児救急の確保や乳幼児健診、各種予防接種の実施など、地域にとって重要な診察科であること、また、外科につきましては、外傷の処置や褥瘡治療、乳がん検診、他診療科の手術応援対応があることなど、病院にとって欠くことのできない診療科であることから、後任の確保に向けましては最大限の努力を行う考えであります。

今後における当面の各科診療等の対応であります。乳幼児の健診及び予防接種につきましては、後任医師が確保されるまでの間は、町内の小児科医師と国保病院の内科系医師による協力体制により対応してまいる考えであります。

また、泌尿器科診療につきましては、野崎医師より、退職後は毎週水曜日と木曜日の外来診療を担当したいとの意向が示されていることから、令和2年2月から非常勤医師として採用を予定しているところであります。

現在実施している泌尿器科の手術につきましては、野崎医師の意向から本年12月末日をもって終えることとなりますが、令和2年2月以降の診療につきましては、一般外来診療に加え、1泊2日程度の入院期間でできる前立腺生検や尿管ステント交換・留置、膀胱瘻造設などの処置は継続して実施する考えであります。

婦人科につきましては、令和2年3月以降は休診せざるを得ない状況であります。

これまで透析診療や夜間・休日の救急体制は常勤医師を中心に担ってまいりましたが、後任医師の確保ができない場合は、残る医師の負担増加が懸念されることから、あらゆる手段を講じて後任医師の確保に最大限努める考えであります。

このたびの常勤医師の退職により、町民の皆様及び国保病院利用者の皆様に御心配をおかけしますが、今後とも診療体制充実を目指し、最大限の努力を継続してまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

第3に、令和元年台風第19号による災害に係る被災地支援についてであります。

去る10月12日に発生した大型で強い勢力の台風第19号の影響により、関東甲信地方、東北地方を中心に広い範囲で記録的な大雨に見舞われ、河川の氾濫や浸水害、土砂災害が発生し、住家被害など想定を大きく上回る甚大な被害をもたらしました。9月に発生した台風第15号、第17号において、各地に大きな被害が生じている中であつたこと、また、その後の低気圧による大雨の影響も重なり、犠牲者・行方不明者は100名を超え、今なお多くの方々が避難生活を強いられるなど、被災された皆様は、先の見えない不安な日々を送られております。

亡くなられた方々に謹んでお悔やみを申し上げますとともに、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。

本町におきましては、このたびの台風によって被災された皆さんへ、被災地を支援する思いを義援金として100万円、また、B&G財団、B&G全国サミット、B&G全国指導者会の連名により、海洋センター所在市町村である本町に対しまして、緊急支援募金の協力要請があつたことから、支援募金10万円について、それぞれ本定例会に補正予算を提案しております。

議決が得られた後、開設された受付口座へそれぞれ送金いたしたいと存じますので、町民皆様、議員各位の御理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、本町では、平成23年3月に発生した東日本大震災、平成28年4月に発生した熊本地震、平成30年7月に発生した西日本豪雨及び平成30年9月に発生した

北海道胆振東部地震の際にも、被災地の復旧・復興に向けた活動を支援するために、義援金の送金を初め、要請に基づき救援物資を提供するなど、被災地の方々に寄り添った取り組みを行ってきています。

今後におきましても、被災地から支援の要請があった場合には、できる限り応えてまいりたいと考えておりますので、重ねて町民皆様、議員各位の御理解と御協力をお願いいたします。

第4に、農作物の生育状況についてであります。

本年は、冬期間の降雪が少なく、圃場の凍結も例年ほどでなく、融雪日は3月31日と例年より早かったものの、気温が低いいため、植えつけ初め、移植初めにはちゅうちょが見られましたが、天候が安定していたため、播種作業につきましては全般的に順調に進みました。

その反面、4月、5月は乾燥が続いていたため、まとまった雨が求められていたところ、5月20日から21日にかけて、本町に強風注意報が発令され、美富で最大瞬間風速23.3メートル、報徳で24.3メートルを観測するなど、激しい強風に見舞われ、乾燥が続いていた圃場は表土が舞い上げられ、植えつけ間もない農作物は、てん菜を中心に大きな被害に見舞われました。

強風が続く中、21日午前10時、関係機関が参集して対策組織を立ち上げ、町を本部として、農業委員会、JA、普及センター、日甜、オホーツク農業共済組合が連携して、早急な状況の把握と対応、対策に努めたところでございます。

被害の状況につきましては、直播のてん菜が作付面積全体の65%に相当する308ヘクタールの圃場で再播種が必要となり、移植のてん菜は125ヘクタールで枯死のおそれが見受けられました。

また、バレイショ、タマネギにも茎などの損傷が見られ、さらに、農業用施設の農舎、ビニールハウスにも屋根の剥がれ、シ

ャッターや骨材の破損などの被害が見られました。

強風の被害以降、生産者及び関係機関が懸命の努力と最大限の対応、対策に努めたほか、天候も順調に推移したため、農作物は回復傾向へと向かいました。

7月以降は大きな天候の乱れもなく、高温、少雨が続いたときは水まきなどの圃場管理に苦勞する面も見受けられましたが、生育及び収穫作業はおおむね順調に進みました。

こうした状況から、各作物の予想される収量及び品質につきましては、水稻は、移植作業、初期成育及び出穂期ともに高温の影響から、平年よりやや早目に推移いたしました。

8月中旬から下旬にかけて、気温が低く、低温寡照の影響が心配されましたが、圃場間で多少登熟のばらつきがあったものの、収穫作業は例年どおり進みました。

千粒重、稔実歩合、収量につきましては、いずれも平年並みとなっております。

秋まき小麦は、出穂期、成熟期が平年を約6日ほど上回る状況で推移いたしました。

低温、日照不足など天候の影響を受けることなく、順調に生育が見られ、開花、収穫初めなど、平年並みに推移いたしました。

穂数、一穂粒数、千粒重、収量、品質全ての面において平年を上回りました。

春まき小麦は、出穂期、成熟期とも平年を大きく上回りました。

開花も順調に推移しましたが、8月の収穫期に降雨の影響で遅れが生じ、ごく一部に品質低下が見られました。

穂数、一穂粒数、千粒重、収量、品質全ての面において平年を上回りました。

てん菜は、移植、直播作業が早く進み、葉数は平年並み、根周は平年を上回っています。

5月の強風後は、7月下旬の高温が心配

された以外は、気温、日照ともに生育に適した状況で推移したため、大きく持ち直し、収穫作業も順調に進みました。

収量は平年を上回るまで回復しましたが、糖分は10月の降雨の影響もあって、平年を下回る見込みであります。

バレイショは、植えつけ初めが6日早く、萌芽期、着蕾期ともに平年を大きく上回りました。

8月の高温により、一部圃場に茎葉の黄化、枯れあがりが見られましたが、開花期、終花期は平年より早く、収穫作業も早く進みました。

規格内収量は平年を上回り、でん粉価は平年をやや上回りました。

タマネギは、移植作業は平年より4日程度早く進み、生育も平年並みに推移しました。

7月下旬から8月上旬にかけての高温と少雨によって、影響を受けた圃場もありましたが、収穫作業は平年並みに進みました。

玉サイズは平年並みでしたが、規格内率、規格内収量、品質全ての面において平年をやや上回りました。

大豆、小豆、菜豆は、播種作業は平年並みに始まり、6月の低温、8月の高温は大きな影響とならず、平年をやや上回る生育となりました。

大豆は、早い収穫となりましたが、平年と比べ、粒はやや小さく、百粒重もやや下回りました。

平米当たりのさや数は、平年よりやや多く、収量もやや上回りましたが、品質は平年並みとなりました。

小豆は、収穫作業がやや遅く進み、百粒重も平年をやや下回りましたが、収量は平年を上回り、品質も平年並みとなりました。

菜豆は、百粒重は平年をやや下回りましたが、一さや内粒数、収量、品質は平年並みとなりました。

牧草は、一番草は平年並みだったものの、二番草の収量は平年をやや下回りました。

サイレージ用トウモロコシは、収量は平年並み、品質は平年を上回りました。

なお、5月から10月における降水量、気温、日照時間は参考資料のとおりであります。

次に、御提案します議案等について御説明を申し上げます。

土地改良事業の計画変更について。

議案第79号土地改良事業の計画変更については、美女地区における団体営土地改良事業について、東幹線排水路の維持管理を追加する計画の変更を行いたいため、土地改良法に基づき、土地改良事業の計画変更について議決をいただきたいものであります。

規約の変更について。

議案第80号オホーツク町村公平委員会規約の変更については、人事行政に関する調査の充実を図るため、オホーツク公平委員会の事務職員の定数について規約を変更しようとするものであります。

条例の制定について。

議案第81号美幌町会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定については、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員の給付等に関し必要な事項を定めるため条例を制定しようとするものであります。

議案第82号美幌町会計年度任用職員制度の施行等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行及び美幌町会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定に伴う関係条例の整備を行おうとするものであります。

議案第83号美幌町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定については、災害弔慰金の支給等に関する法律の改正に伴い、災害援護資金の償還免除

に係る要件拡大などについての規定を変更するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

平成31年度各会計補正予算について。

一般会計の主な内容としては、担い手減少や高齢化による農業の労働力不足に対するICT技術導入の間接補助として1億2,231万3,000円を、幼児教育・保育の無償化に伴う子育て支援施設等利用給付費負担金として3,510万7,000円などの増額を初め、事務事業の確定に伴う整理、地方債の変更などを行おうとするものであります。

特別会計、企業会計の主な内容としては、国民健康保険特別会計については、療養費支給負担金の増額を、後期高齢者医療特別会計については、広域連合市町村保険料等負担金の増額を、介護保険特別会計については、介護予防・生活支援サービス負担金の増額を、公共下水道特別会計については、社会資本整備交付金の減額による公共下水道建設事業費の整理を、個別排水処理特別会計については、消費税中間納付額の確定による公課費の増額を、水道事業会計については、田中配水池整備基本設計委託料の減額を、病院事業会計については、施設器具等修繕の増額をそれぞれ行おうとするものであります。

なお、細部につきましては、後ほどそれぞれ御説明申し上げますので、御審議の上、原案に御協賛を賜りますようお願い申し上げます。行政報告と提出案件の概要説明といたします。

以上、よろしく御願い申し上げます。

○議長（大原 昇君） これで、行政報告を終わります。

◎日程第4 一般質問

○議長（大原 昇君） 日程第4 一般質問を行います。

通告順により発言を許します。

2番稲垣淳一さん。

○2番（稲垣淳一君）〔登壇〕 それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず1点目でございますが、美幌町立国保病院の医療体制についてであります。

一つ目といたしましては、常勤医師確保の見込みについて。

美幌町立国保病院の外科、泌尿器科、婦人科、小児科の常勤医師4名が12月から来年3月にかけて相次いで退職することが発表されました。

町民の暮らしの安心、安全を守る観点から、このことは美幌町にとって緊急事態であります。ここに至りました経緯をお示しください。

また、常勤医師確保について、現在の状況、今後の見通しについてお示しください。

二つ目といたしまして、今後の救急医療体制についてであります。

来年4月以降は常勤医師が6名となり、夜勤体制等医師の負担がふえることに、さらなる不安が募ります。救急医療体制についての現況と、今後の対応について町長の考えをお示しください。

大きな2項目でございますが、町民の健康増進策についてであります。

一つ目、受動喫煙防止策における現状認識と今後の考え方についてであります。

昨年6月の一般質問に対しまして、公共施設の施設内外における禁煙エリアの拡大について理解を示され、本年4月より灰皿の撤去や禁煙エリアを示す表示場所の拡大、広報紙等による受動喫煙防止への取り組みが進んでいるところであります。しかしながら、公共施設内の取り組みが不十分な場所が散見されます。

また、この取り組みを浸透させるためにも民間施設等に広く普及させていくことが急務と考えますが、町長の考えをお示しください。

さらに、学校教育において、たばこが体

に及ぼす害、周囲に及ぼす被害等の教育もより求められていると思われませんが、現状と対応策について町の考えをお示しください。

以上でございます。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君）〔登壇〕 稲垣議員の御質問に答弁いたします。

1点目の常勤医師確保の見込みについてありますが、まず、退職に至った経緯がありますが、それぞれの退職理由につきましては、いずれも個々の事情によるものであり、家庭の事情やキャリアアップのための転職、定年退職によるものが一時期に重なったもので、病院に対する不満や反発によるものではないことを御理解いただきたいと存じます。

次に、後任の常勤医師の確保についてありますが、大学医局においても医師不足と言われている中、大学医局に頼った医師確保は困難であることから、地域に必要な医療を確保するため、これまでも独自に医師確保対策に取り組んできたところであります。

このたびの常勤医師の退職を受け、後任医師の早期招聘のため、インターネットの医師転職サイトを活用したダイレクトメールの送信、日本医師会や北海道地域振興財団の医師募集サイトへの登録、北海道医師会報への広告掲載、民間の医師紹介会社への訪問など、募集条件の共有と連携を図りながら、全国の医師に向けて医師採用の発信を行っているところでありますが、現在のところ、後任医師の見通しは立っておりません。

今回、泌尿器科の医師は、退職後も国保病院の非常勤医師として診療を継続いたしますので、現在は、地域に最低限必要であります小児科及び外科の常勤医師の確保に重点を置き、医師確保に取り組んでいるところであります。

2点目の今後の救急医療体制についてで

ありますが、国保病院は地域の救急告示病院に指定されており、現在、院長、副院長を含む常勤医師10名体制による宿日直当番及びオンコールによる待機体制を基本に、平日夜間及び休日も休むことなく救急患者の受け入れを行っており、その他の体制としましては、毎月2回の週末と年末年始や5月の連休につきましては、大学医局と連携し、外部医師による宿日直対応を行っているところであります。

今後、4名の常勤医師が退職となり、後任医師が見つかるまでの間は、可能な限り残る常勤医師による対応を行い、救急医療の継続を行ってまいります。常勤医師の負担が過度なものにならないよう、医師確保の状況によっては、外部医師による対応も必要と考えているところでありますが、まずは、常勤医師の確保を最優先に考え、取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

次に、受動喫煙防止策における現状認識と今後の考え方についてですが、平成30年7月に健康増進法の一部を改正する法律が成立し、国及び地方公共団体は、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙を防止するための措置を推進することが定められ、来年4月1日より全面施行となります。

美幌町におきましては、美幌町第Ⅲ期健康増進計画、平成30年度から令和4年度までの重点的な取り組みとして、望まない受動喫煙の防止を目標に掲げ、本年4月1日より公共施設での敷地内禁煙、宿泊や飲食を主たる利用形態とする施設などは屋内禁煙としたところであります。

受動喫煙の防止は、健康への影響を最小限にとどめ、健康増進を図るための取り組みであり、広く町民の皆様にご理解と御協力を求める必要があることから、各施設へのポスター掲示や利用団体へのパンフレットの配布を初め、広報紙、ホームページへ

の掲載等で周知に努めている状況であります。

御質問の民間施設等に広く普及させていくことについてであります。北海道では、北海道受動喫煙の防止に関する条例（仮称）の制定に向け、現在、道民の健康づくり推進協議会において協議されているところであります。

条例案では、北海道、道民、事業者、関係団体のそれぞれの責務を定め、事業者の責務として、北海道及び市町村が実施する受動喫煙防止対策に協力するなどとなっております。

町としましても、引き続き広報活動に努め、受動喫煙防止を推進するとともに、今後、北海道が制定を進めている条例の周知を行うことにより、受動喫煙が生じない環境づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

一方、学校教育現場の現状であります。学習指導要領に基づき、小学校では6年生の保健で喫煙の害と、薬物の害と健康を各1コマ実施しております。

このほか、美幌小学校及び東陽小学校では、町の保健師による保健学習を1コマ実施し、旭小学校においては、基礎的な知識に加え、みずからがどのように行動することが大切なのか、どのような社会であることが大切なのかという点についても考える時間を設けております。

また、中学校では3年生の保健体育で喫煙の害・受動喫煙を1コマ、加えて生活習慣病2コマの中でも喫煙に触れるほか、美幌警察署の協力を得た薬物乱用防止教室においても、薬物のきっかけとして喫煙の場合もあり得ることを紹介いただくなど、義務教育現場におきましても喫煙に関する学習に取り組んでいる状況であります。

以上のように、さまざまな取り組みを進めておりますが、引き続き、美幌町第Ⅲ期健康増進計画に基づき、町民の皆様の健康を守るため受動喫煙防止の啓発と推進に努

めてまいりますので、御理解のほどよろしくお願いたします。

以上、答弁いたしましたので、よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） 2番稲垣淳一さん。

○2番（稲垣淳一君） 今回、こういう事態に陥ったわけではありますが、11月の頭に我々議会に説明をいただいたときも、たまたまそういう事案が重なったということで理解をいただきたいというお話であったことを記憶しておりますが、確かに過去にも、平成25年度、26年度にも外科医師が3名退職するという事態がありました。

そのかわりというか、その反動の御努力で、翌27年度には内科2名、外科1名、泌尿器科1名、整形外科1名という、これまた大量な医師の確保に成功されているということで、いろんなタイミングがあるのだろうということは一定の理解をいたします。

そこで、11月1日に聞いてから約40日たった現在、改めて昨日までの状況について、何か進展はあったのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（大原 昇君） 病院事務長。

○病院事務長（但馬憲司君） ただいまの御質問であります。議会に11月初めに報告をさせていただいた以降、町長からも答弁がありましたとおり、インターネット等を活用しながら、転職サイトに登録されているお医者さん向けに、ダイレクトメールを送信させていただいておりますが、反応は余りないという状況でありまして、今のところ採用に向けての面接ですとか、そういった動きにはつながっていないのが現状でございます。

あと、民間の医師紹介会社がありまして、そちらの何社か情報交換をしながら活動しておりますが、会社にも直接訪問させていただきながら、医者現在の動きですとか、そういったものを期しながら行っ

ておりますが、現状としては、まだ紹介に至っている状況にはございません。

以上でございます。

○議長（大原 昇君） 2番稲垣淳一さん。

○2番（稲垣淳一君） 医師不足という問題は、当町にかかわらず大変深刻な問題であるということで、昨今の新聞、テレビでも見かける場面が多いのですが、一つ気になって、言うところの医師転職サイトをいろいろと開いてみた経緯もありますが、その中で美幌町が、我が町にはこういう特色があって、こういうスタンスで皆さんをいろんな条件でお迎えしたいという、そういう特色ある訴え方だとか、そういうことについてはどのような訴え方をして募集をかけていると理解したらよろしいでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 現在4名がやめるということに対して、確保ができていない状況については今事務長からお話をいたしました。

そういった中でいけば、美幌町の病院の優位性等をしっかりと説明はさせていただいていると思っております。

御質問から外れるかもしれませんが、従来の大学医局にお願いしてというパイプはそのまま持っているのですがなかなか難しい中では、募集サイトに出してということで、これもなかなか難しいのが現実で、今までの実績もそうですけれども民間の医師紹介会社の大手については相当情報を持っているので、そこへ事務長なり、私が訪問させていただいて、美幌町の優位性をきちんと説明したり、あと、町立病院としてはきちんとパンフレットとか、美幌町の概要もつくっていますので、それをお見せして、その中で、なぜ近々に医者が必要かという話もさせていただいております。

私が考える病院の優位性というのは、やはり大都市圏に近い、女満別空港があっ

て、都市圏と行き来ができますと、こちらに何年も腰を据えてという医者もいらっしゃるのですけれど、中には、都市圏で、場合によっては週末とか、月末には戻りたいという方もおり、美幌町よりも空港まで距離のある病院については、美幌町はいいですね医者が来てくれてと言われているので、やはり、女満別空港に近い利点をしっかりアピールしながら、今回招聘のために努力をしているところであります。

○議長（大原 昇君） 2番稲垣淳一さん。

○2番（稲垣淳一君） 医師確保のそういう媒体を通してという部分は、もちろん事務長は長年携わっているわけですから、いろいろとノウハウもたくさんお持ちであろうと思います。

しかし、その事務長でさえもこういう現状であります。

今までは10人体制ということで、大変失礼かと思うのですが、ある人に言わせれば、美幌町の規模で10人の医者がいるということは奇跡に近いのではないかというお言葉もいただいたことがあったのですが、10名体制だった今までの状況で、あえてお聞きいたしますが、医者の募集はもちろんやっていないと理解していいのでしょうか。

○議長（大原 昇君） 病院事務長。

○病院事務長（但馬憲司君） 10名体制の中での医師の募集についてでありますけれども、以前、外科の先生が2名体制でいた時期がありまして、1名が退職されたときにその状況を維持したいということで、外科についてはそれ以来ずっと募集をかけているという状況でございました。

以上でございます。

○議長（大原 昇君） 2番稲垣淳一さん。

○2番（稲垣淳一君） 外科の分野においては、チーム医療が重視されているということは理解いたしますので、もちろんその

ままでいいという判断ではないというのは理解するのですが、そういう状況の中においても募集をかけながら、なかなか集まらないという状況、これは本当に一刻も早く町民の不安材料を取り除いていただきたいという思いしかないわけです。

言うなれば、この町の規模において、これだけの基幹病院として国保病院が存在しているということが、我々にとっては安心、安全な住みやすい町の大きなアドバンテージになっているのではないかと私は常々思っているところであります。

しかしながら、今回はしばらく状況はわかりません。あすにも、もしかしたら応募があるかもしれない。

一つのかけみたいな綱渡りの状況で我々の命といいますか、医療が守られているという状況を改めて目の当たりにするときに、かなり大きな不安がある。

もちろん現場の皆様におかれましては、日夜一生懸命町民の命を守るという医療の行為に頭が下がる思いであります。この状況を何とか打破していくためのいろんな政策をお持ちだと思うのですが、募集はネットだとか、そういうものしかないのでしょうか。

ほかの人づてとか、いろいろやっつけらっしゃると思うのですが、今の時代はネット環境等々での募集に尽きるのが現状でしょうか、改めてお尋ねいたします。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 私も今回5月に町長に就任させていただいて、医師の状況については、事務長、それから院長ともいろいろお話しさせていただきました。

そういう話の中でいきますと、やはり美幌の町立病院は非常に医師が多い。たくさんいただいていることに対して感謝すべきだと思っています。他の首長達と話したときに何で美幌町だけそんなに多いのだという話はよくされます。

私も医者というところとある程度それぞれ専門

の大学から系列的に来るものだという思いはあったのですがけれども、答弁でもお話しさせていただきましたとおり、そこも医師が不足しているということで、なかなか難しいということでは、今までの状況を見る限りでは、当然医局とのつながりはしっかり持っていく必要がある反面、医局に頼らない方法でといったら何があるかというところ、確かにネット等でもお願いすることも今はやっていますけれども、結果的になかなか効果が得られないということであれば、民間の医師派遣会社にある程度委ねる部分というのは大きいと思っています。

いろいろお話を聞きますと、大きなところに情報の集約が限られてきています。

ですから、どこでも医者情報が入っているわけではないので、ある程度力のある民間の会社等としっかり連携をとって、その中で、私どもはこういう条件の中でどうしても必要だということを、しっかり事務長なり、今回は私も出向いて説明させていただきましたけれども、本当に必要だという思いを、ただ頼むだけではなくて、伝えていくことが大事なかなとは思っております。

知り合いの医者に来てくださいと言っても、その先生を取り巻いている周りの環境があって、わかりましたということにはなかなかならないのも事実かと思っていますので、今お話ししたような部分をしっかりと対応していきたいとは思っております。

○議長（大原 昇君） 2番稲垣淳一さん。

○2番（稲垣淳一君） 引き続き、美幌町の医療を守る、暮らしを守るという観点では、大変重要な基幹病院でありますので、今後とも御努力を、ぜひとも町長の覚悟を決めて一つ取り組んでいただきたいと思うところであります。

今後の救急医療も含めて少ない医師の中で頑張ってください、努力いただくという状況であります。美幌町の国保病院とい

うのは、言うなれば、急性期医療の病院であるわけで、昨今急性期医療はどうかなのでしょう。手術後2週間程度で大体退院を余儀なくされるという話が一般的であります。

しかしながら、退院した後の体制といたしましては、すぐに介護施設に入れるわけではありませんし、基本的には在宅ということも大いに考えられるところでしょうけれども、今後の美幌町の医療体制のことをいろいろと調べていくうちに、平成29年5月に出了した新公立病院改革プランを改めて熟読させていただいたわけですが、この中での地域医療構想というものが北海道からも出ていまして、美幌町においても地域医療構想の中で国保病院をどう守っていくのか、育てていくのか、運営していくのかといろんな観点からプランが出されておりました。

このプランができたのが平成29年5月で、32年度までにこの計画を実施するというふうに理解しておりますけれども、現在平成31年12月、再来年の3月いっぱいまでのプランと理解しておりますけれども、話は戻りますが、退院後のまだまだ体調が思わしくない中、本来であれば介護施設に行きたいという患者が、介護施設も利用者がいっばいな状況の中で、なかなか受け入れ先が見当たらない。町内が望ましいのだけれども、残念ながら周辺の施設に入所するという方の話も身近で聞いている話ではあります。

そんな中で、地域包括ケアシステムの構築という考えもございしますが、言うところの急性期の必要病床数というのは、この北網地域で令和7年、2025年790床というふうに計画の中では出されております。

現在の急性期の病床数が1,530床というふうにあるわけで、かなり必要数より大きく、ほぼ倍ぐらい急性期のベッドが余るのではないかということから、回復期の病

床が逆に不足するのではないかという話であります。

そこで考えられるのが、地域包括ケア病床の存在であります。

これについては、かなりここでも取り組まれるということで、勉強するというか、検討するというふうにありましたけれども、現在の美幌町における地域包括ケア病床の取り組みについて、お考えがありましたらお示してください。

○議長（大原 昇君） 病院事務長。

○病院事務長（但馬憲司君） ただいまの御質問でございますが、新公立改革プランの中で、議員おっしゃるとおり、地域包括ケアの取り組みということで、今持っている99床の中で回復期の機能を持たせた地域包括ケア病床なるものを導入して、地域包括ケアの推進と、さらには病院経営の一助になるような構想を組み立てさせていただいたところでございます。

その体制に向けて、病床を持つということになりますと、それぞれ必要な基準というのがございまして、人の確保ですとか、退院するときは在宅にという、そういう目標となる数値をクリアしていくための基準があるのですけれども、それを満たすために、ここ数年人の確保ですとか、そういったものを行っておりました。

地域包括ケア病床については、来年4月に一部導入したいということで、ただいま10月から実証の段階に入っております。6カ月間の実績づくりを経た後、地域包括ケア病床を入りたいということで、今のところは病院の中で体制を組んで進めているところでございます。

○議長（大原 昇君） 2番稲垣淳一さん。

○2番（稲垣淳一君） これから実証実験に取り組んで、来年4月から一部導入を図るという考えなのですね。

地域包括ケア病床の中で、先ほど私は大きな問題の一つ言いそびれていましたけれ

ども、急性期医療といいますか、2週間で退院した後に病状が安定して快方に向かえばそのまま退院でいいのでしょうか、私が一番気になったと言いますか、いいなと思ったのが、地域包括ケア病床には最大60日間の入院がそのまま続けられるという部分においては、先ほどお話しした美幌町の介護施設の状況であります、なかなかすぐに受け入れられない。2週間たつて病院を出されました。介護施設を探しますというのは、家族にとっても、患者にとってもなかなかハードルの高い部分なのだろうと。

そんな中で、地域包括ケア病床というのが、これからの美幌町の病院の中で、高齢化の中で、より注目される、必要とされる大きなニーズを持った病床になるのだらうと私は理解しているものであります。

ぜひ、今後、地域包括ケア病床がうまく機能して、美幌町の安心、安全をより深めるための施策として、病床数やいろんな経営の問題だとかあるのでしょうかけれども、ぜひ、安心、安全の観点からも地域包括ケア病床の取り組みにより注力していただきたいと思えますし、1日も早い安定した医師確保を目指せますように、より一層の町長以下皆さんの職員の御努力に期待をしたいところであります。

以上をもちまして、病院の問題については終わらせていただきます。

2点目であります。

受動喫煙防止策であります。

昨年6月の一般質問で、かなり深い御理解をいただきまして、本年4月から公共施設におけます禁煙エリア等々の拡充が図られているところであります。

私が1番申し上げたいのは、禁煙エリアの拡充ももちろんなのですが、望まない喫煙、いわゆる受動喫煙の防止策について、より取り組みを強くしていただきたいという思いで昨年質問をさせていただいた経緯があります。

特に、望まない喫煙ということであれば、妊娠、授乳期または乳幼児、自分の意思ではその場からいなくなることができない、そういう方たちを守るということも非常に大きな問題だろうと思っています。

今回の答弁の中で、取り組みをいろいろと説明いただきましたけれども、道の条例等々をより広めていくですとか、道の条例の周知を行う、受動喫煙が生じない環境づくりに取り組んでいきたいと、そういう思いはここには書いてあるのですが、もう少し強く発信できるいいものはないのでしょうか。

町の独自性をもってといいますか、職員の中にもまだまだ喫煙者が多くて苦労されているという話も聞きますし、また、これをきっかけに禁煙に取り組んで成功したという話も聞いております。

ぜひとも、そういう喫煙から禁煙にもっていける、そういう強い発信力のある施策というのは何かないのでしょうか。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（那須清二君） ただいまの御質問でございますが、美幌町といたしましては、第Ⅲ期健康増進計画の中で受動喫煙の防止を推進しようということを目標に掲げまして取り組んでいるところでございます。

その中の具体的なものといたしましては、まず一つは、たばこについての正しい知識の普及ということで、学校と協力した学習機会の確保、そのほか、子育て禁煙サポート事業の推進も平成27年度から取り組んでいるものでございます。

そのほか、公共施設における禁煙の推進ということで、屋外に喫煙場所を設けている場合には、非喫煙者の影響がない場所にすることを掲げておりますし、また、受動喫煙防止に関する講演会の実施ということで、過去に開催してきております。

町としては健康増進計画に基づいた取り組みを、さらに推進してまいりたいと考え

ているところでございます。

○議長（大原 昇君） 2番稲垣淳一さん。

○2番（稲垣淳一君） 返す返すですけれども、受動喫煙はなかなか喫煙者本人の意思というのは、北海道は喫煙率が高いということもあるのですが、吸いたいから吸う、灰皿がなければ持ってきて吸う。食事の場所だとか、なかなかマナーが十二分に守られない部分がどうしても見受けられる。

私も勇気を持って、この場では喫煙は遠慮願いたい、灰皿は置きませんですとか事あるごとに言っておりますけれども、なかなか皆さん、ある意味、たばこというのは御存じのとおり、常習性といいますか、ある種の中毒です。

私にすれば喫煙される方はこれは病気だろうというふうに捉える面も多いと思うのです。ですからこそ病院も禁煙外来というものが存在していると理解するわけであり

ます。そんな中で、やはり受動喫煙を防止する。望まない喫煙は受けたくないの、何とか防ぐ。そういう強い意思を持ってもらうためには、やはり子供の時分からこういう意識を持ってもらうということが肝要かと強く思う次第であります。

今回、その辺の観点で御質問した中で、教育委員会からも学校教育においてはいろんな取り組みをされているとありますけれども、改めまして、1コマの中でどういうプログラムを組んでいるかわからないので、具体的な内容をお示しできるものがあればお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） ただいまのお尋ねでございますけれども、まず、小学校6年生ということで、保健の授業で取り組んでおります。

こちらの中では、喫煙が健康に及ぼす害について理解するようにしようということ

で、さまざまな状況について授業を行っております。

この結果、小学生からは、たばこは病気の大きな原因であるから、パパとママに吸わないでと言おうと思います。そういうお答えがありました。

さらに、中学校3年生でございますが、こちらにつきましては、喫煙の害と健康、これは小学校の学習を振り返り、たばこの害にはどういったものがあつたかということを確認するというので、たばこの有害物質やその急性的な影響、さらには未成年者への影響、そして、中学校3年生では生活習慣病と合わせた学習に取り組んでいる状況であります。

この結果、中学生からの感想としましては、たばこについては大人になってもきつと吸わないと思うということで、今の中学生については、たばこに興味を持っている生徒はほぼいないという状況でございます。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） 2番稲垣淳一さん。

○2番（稲垣淳一君） 中学生からそういう意識を持っている。大人になっても吸わないと。これは繰り返し、何度も何度も伝えることによって、怖さ、危機感、そういう重大性というものを認識すると思いますので、引き続き、強く強く訴えていただきたいと思っておりますし、最近ではたばこのコマーシャルは余り見ないですが、たばこの購買率は減っているようで減っていない。確かに禁煙される方は多いのですが、たばこの売り上げが極端に減っているものでない。

調べてみますと、大人でやめる方は多いのでしょうけれども、中高生の喫煙がまだまだ顕著にある。それはもしかしたら都市部かもしれない。

教育長がおっしゃったように、勉強を受けた人はその場ではそういう感覚があるのかもしれませんがけれども、日本のたばこの

難しいところは、20歳までは吸ってはだめだけれど、大人になったら吸ってもいいという法律があります。

ということは、大人が吸っても構わない。それってどんなものなのだろうという興味を持ちますよね。

ですから、若いうちからだめだと言われると興味を示す。これが人間の弱いところでもありますので、そんなものが蔓延しないように、強く強く、これはある意味薬物だと、中毒のある薬物だと強いメッセージをもって、これからも学校教育に導入していただきたいと思っております。

先ほど、那須部長が郊外の施設においては、余り害のないところに喫煙所があるとおっしゃっていたと思うのですが、それはみどりの村のキャンプ場の話と理解してよろしいでしょうか。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（那須清二君） そこに限定したわけではなくて、そういった屋外に喫煙場所を設けている場合には、町民に影響がない場所を考慮して設置するという目標を掲げているということでございます。

○議長（大原 昇君） 2番稲垣淳一さん。

○2番（稲垣淳一君） しゃくし定規に言うわけではありませんが、去年も質問の中で、たばこの煙というのは10メートル、20メートルも飛び交うのです。だから、郊外だから問題ないのではないかという発想も私はやめていただきたいと思うのです。

数日前もキャンプ場に行って、三、四カ所すぐに見つけたというか、御丁寧にキャンプ場のマップの中に、こことここで吸えますと指示している場所があるです。

敷地内禁煙エリアという看板の上に、大きなマップにこことここでたばこを吸えますと、確かに目の前に灰皿が置いてあったのですが、やはりキャンプ場というのは、子供たちも多く使われるであろうエリアだ

と思うので、その辺をもう少し強く指導といたしますか、規制することはできないでしょうか。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（小室保男君） 公共施設における受動喫煙対策の御質問だと思いますので、公共施設全般を総務部で今回所管をして、基本的には敷地内禁煙を実施することで、本年4月にスタートしているところでもあります。

ただ一方で、宿泊あるいは飲食を主たる利用形態とする施設もあります。

キャンプ場ですとか、峠の湯ですとか、グリーンビレッジ等、一般的に利用者が長く滞在する施設になりますので、そういった施設につきましては、屋内においては禁煙を実施いたしまして、屋外の通常は立ち入らない場所に灰皿を設置して、そちらで喫煙をしていただくということで、公共施設全般については受動喫煙にしっかり取り組むということでスタートしているところでもあります。

議員の御指摘のとおり、特に公共施設は、不特定多数の方が広く利用される施設でありますので、お子さんあるいは妊婦、また、体調のすぐれない方など、どなたにとっても利用しやすい環境をつくっていくということが1番大切なのだらうと思っておりますので、皆さんにしっかりとマナーを遵守いただけるように、今後についてはしっかりとした取り組みを進めていきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 2番稲垣淳一さん。

○2番（稲垣淳一君） 喫煙者の皆さんにとっては、吸う場所が減って厳しいので余りそういう質問をするなみたいな話も正直言われるところはあるのですが、やはり皆さんが快適にこの町で暮らす、気持ちよく過ごすことができる、そういうエリアを広めることが肝要かなと思っております。

最初の病院の話もかかわるのですけれど

も、美唄市で受動喫煙の防止条例をつくりまして、数年たった現在、たばこが起因している肺の疾患ですとか、脳梗塞だとか、そういうものの病院の患者数がここ数年減っているというデータがあると、そのような発表もことしの夏に新聞で拝見いたしました。

今回たまたま病院問題と受動喫煙の話をしておりますけれども、そういういろんなことを考えていくと、美幌町の安全、安心、健康増進をするためにも、いろんな観点から受動喫煙の問題については真剣に取り組む必要があると強く思うのですが、町長いかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 先ほどから受動喫煙については御質問の中で、もう少し町の独自性を示すことができないか、強い発信力を持ってないかということをおっしゃっております。教育委員会にも今の学校の状況をお話ししていただきました。

どうしても解決できないところ、言うならば、公共施設は環境としては、全面禁煙とかはいいのですけれども、例えば、家庭の場合はどうなのか。お子さんがいるところは教育の中できちんと学んでいただいた時に、家に帰ってお父さんなり、お母さんがたばこを吸っているときに、健康の面からやめたらいいよと、そういうことができるのです。

その辺のきちんとしたものを地域もそうなのですけれども、抜本的に国を挙げて変えていかなければ難しいところがあるというのが正直な気持ちであります。

だからといって、私どもが何もしないというわけにもいかないのです、しっかり条例等をつくれば何か解決するという一つの足がかりになるかもしれないけれど、それよりも健康のために繰り返し啓発というか。

先ほどの市のデータも、私どもがそれをやることによって何か示せることであれ

ば、ただ、健康に悪いだけでなく、それがデータのこういうことにつながっているということをしつかりやれるように、要は、町の独自性がどこまで示せるかわかりませんが、今以上に啓発とか啓蒙をしつかりしていきたいとは思っております。

○議長（大原 昇君） 2番稲垣淳一さん。

○2番（稲垣淳一君） 何かにつけこのまちづくりの問題というのは、少子化・高齢化ですとか、そういう問題が必ずついて回りますが、そんな中で元気に、ある意味最後まで自分が息果てるまで、元気でいたいというのが人間の思いでありますので、そういうものを実現するために他者からのいろんな問題というのは受けたくないわけがあります。

やはり、自分の力で一生懸命元気に過ごそうという中で、受動喫煙という問題は、これから町の中でというか、質問にもありましたけれども、民間にも広く普及させるという思いを強く強く持っていただきまして、この住みよい町、美幌町のために、今後とも御努力いただけますようお願いいたしますして、質問を終わらせていただきます。

○議長（大原 昇君） これで、2番稲垣淳一さんの一般質問を終わります。

暫時休憩します。

再開は、13時といたします。

午前11時23分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

通告順により発言を許します。

9番藤原公一さん。

○9番（藤原公一君）〔登壇〕 まず初めに、今回台風15号、19号及び10月後半の大雨により被害にあわれました被災地の方々にお見舞い申し上げますとともに、お亡くなりになりました皆様にお悔やみ

申し上げ、1日も早く復興されることを願います。

私からは、さきに通告しております2点、防災減災についてと、美幌町図書館利用促進について質問させていただきます。

まず1番目、美幌町総合防災訓練の取り組みの総括について。

本年10月6日、美幌町として初の総合防災訓練が実施されました。

訓練の目的は、防災の意識高揚を図り、また必要な初動体制の確立、模擬体験など防災技術の習得に役立つものもありましたが、避難所に着いた方々が、避難所で受け入れられてからどのように運営されるのか戸惑う場面も見受けられました。

訓練という視点では、町民の方からはサイレンが聞こえなかった、広報車がよくわからなかったなどのさまざまな御意見もいただきました。

そして、訓練終了後、本年は台風15号、19号、さらに10月後半の大雨により、千葉県や長野県、栃木県や福島県などを中心に甚大な被害を与えており、災害が身近に迫っている危機感を抱いております。

地球温暖化が原因と言われておりますが、もはや災害の少ない美幌町と言えない状況でもあります。

そのような状況を踏まえ、私が6月定例会で質問いたしました町全体の実践的な災害訓練や海外からの研修生を含めた避難訓練が必要ではと質問させていただきました。

また、海外研修生の避難訓練においては、参加状況を呼びかけていきますとの答弁でありましたが、私が見た感じでは、研修生は見受けられませんでした。果たして呼びかけは十分だったのでしょうか。

また、訓練の呼びかけが各自治会10名程度では訓練として成り立っていたのか、町長としての考えを伺います。

(2) 災害弱者対策について。

近年、地球温暖化に伴い、日本において台風による災害が甚大な被害をもたらし、今回の台風15号、19号、さらに温帯低気圧による大雨と、千葉県、長野県、栃木県や福島県を中心に死者、行方不明者を含む災害が発生しております。

美幌町においても、過去に日の出地区を中心に浸水被害を受けております。

今回の台風において、ニュースでも問題になっているのは、避難所生活におけるストレスや、自閉症の方々が環境になじめないで、強いストレスを抱えて生活されている。また、障がい者や高齢者が自力で避難できず、残念な結果になっていることは承知のとおりと思います。

老人ホームや自立支援施設など、いざ避難となるといろいろな問題が起きてきます。想定されるのは、助ける側の人員の確保です。また、受け入れ施設の協定など、さまざまな状況になろうかと思えます。

本年10月27日、美幌町社会福祉協議会主催で、美幌町災害ボランティアセンター立ち上げ機能訓練に私も参加させていただき、リーダーの取り決めやマッチングの訓練をいたしました。立ち上げ訓練は、ニーズと要望をうまく実践的につなぐ訓練でした。

さて質問ですが、災害弱者対策に対し、東京都ではボランティアの方に緑色逆ヘルプカードの普及や災害バンダナ、ろうあ者用のバンダナなどの取り組みをしております。

美幌町として、今後どのような支援の取り組みをしていくのか、また、人員の確保をどのようにするのか伺います。

大きな2点目、美幌町図書館利用促進について。

(1) 図書館利用者のための時間延長について。

近年、スマートフォンやパソコンの普及により、辞書や専門書を読まなくても情報が得られる時代に突入し、本への関心も薄

れてきておりますが、図書館はゼロ歳児から高齢の方まで集える施設であり、生涯学習の場として、絵本による読み聞かせや、郷土史、専門書による知識の習得、認知症予防のためにも読書は欠かせないものであります。

しかし、美幌町図書館は曜日により閉館時間が17時や18時で閉館してしまうため、夫婦共働き世帯や仕事等で帰りが遅い方は休日等に利用せざるを得ません。

また、近隣市町村の図書館閉館時間を調べたところ、18時で閉館してしまう図書館はわずかで、ほとんどの図書館は19時や20時というのが大半でありました。

美幌町図書館の貸し出し冊数は年々減少傾向にあります。貸し出し冊数が多いから優秀な図書館とは言えないと思いますが、働いている方、また子育て世代の方々が利便性を考慮し、閉館時間の延長を19時や20時まで延長できないのかお伺いいたします。

(2) 読書通帳の導入について。

子供達の読書離れを防ぐために、読書通帳を導入している自治体が増えております。

最近では、津別町や新十津川町が導入し、子供たちが競いあって本を借りに来ていと報道で伺いました。

また、近隣町村においては、北海道で2番目に導入された斜里町図書館も、読書通帳が読書離れに一役買っており、読書習慣も身につけていると御報告をいただいております。

読書通帳は、借りた本の名前やその本の単価を記入でき、子供の成長記録としても役に立っているとの利用者の声も伺いました。

利用方法を変えれば、学校図書館と町図書館を結び、共通で読書通帳を利用することも可能とのことでした。

子供たちの豊かな教育のためにも、読書通帳の導入についてお伺いいたします。

(3) 図書宅配について。

何らかの理由で図書館まで足を運ぶことができない方が現実としております。

免許を返納して足がない、子供が小さくて思うように外出ができないなど、今まで読書に親しんでいた人が利用できない環境にあることを伺いました。

そのような方のために、図書の宅配サービスを導入している自治体もあります。

その内容については、あらかじめ利用者登録をし、読んでみたい本を電話で司書に伝え、本のアドバイスをもらいながら、自宅まで図書を届けていただけるサービスです。

図書ボランティアの方々協力も必要になる事業ではありますが、読書は認知症予防にも役立ち、教養も豊かになり、良書に巡りあえたら心も豊かになります。

また、借りた本をスーパーやコンビニで返却できるようになれば、さらに利用しやすい開かれた図書館になるのではないかと思います。

図書宅配について、今後導入の計画がないのか伺います。

以上、図書館運営について質問いたしました3点については、前回質問いたしましたSDGsに当てはめると、17目標のうちの4番目の質の高い教育をみんなに、ターゲットでは4a、子供、障がい及びジェンダーに配慮した教育施設を構築、改良し、全ての人々に安全で非暴力的、包括的、効果的な学習環境を提供できるようにするに当てはまります。

美幌町の生涯学習施設に関する質問ですので、明確にお答えをお願いいたします。

○議長(大原 昇君) 町長。

○町長(平野浩司君) [登壇] 藤原議員の御質問に答弁いたします。

なお、美幌町図書館利用促進については、後ほど教育長から答弁させていただきます。

防災減災についてですが、10月6日に

実施しました美幌町総合防災訓練は、陸上自衛隊を初め、関係機関や関係団体のご支援をいただき、美幌町が主催する初めての全町的な総合防災訓練として実施したところでもあります。

訓練は、第1部として避難行動訓練、第2部として避難所移動訓練、第3部として模擬体験や防災資機材見学の3部構成とし、広報やホームページで訓練内容をお知らせいたしましたが、当日の御案内や会場内のスケジュール掲示など、改善を要する事項も明らかになったと受けとめております。

また、情報伝達については、音声が聞こえないとの御指摘をいただいていることから、今年度導入した4方向スピーカー搭載車両での放送や交差点等で停車しての放送を試みた上で、参加された方にアンケートの御協力をお願いしたところ、約半数の方から聞こえなかったとの回答があり、屋内で放送を聞き取ることの難しさを改めて認識したところでもあります。

災害時には、正確、迅速な情報発信に努める必要がありますので、広報車やホームページ、あんしんねっとびほろなどでの発信に加え、複数の手法を組み合わせるなど、情報伝達のあり方について検討を重ねてまいりたいと存じます。

海外研修生に関する参加呼びかけについてですが、今回初めての全町訓練であり、不安材料も多かったことから、一般町民の方を参加対象とすることとし、海外研修生の皆様方への周知は見送ったところでもあります。

海外研修生に関する訓練につきましては、町としてもノウハウを得る必要があることから、今後、研修先企業が実施する防災訓練に関与した上で、海外研修生皆様に対する防災訓練の充実を図っていききたいと考えております。

また、今回の訓練には244名の町民の方々に御参加をいただきましたが、今後

においては、訓練内容等の住民ニーズを把握の上、防災に興味を持って参加いただける訓練の実施に努めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、災害弱者対策についてであります。避難行動要支援者対策計画に基づいた避難行動要支援者名簿を作成しており、自治会や民生委員の協力を得て、842名の個別支援計画書を策定しております。

計画書には、要支援者の氏名、生年月日、住所、性別や身体状況及び世帯状況のほか、緊急時の連絡先、避難支援者を記載し、地域の指定避難場所のうち、その方が避難する一時避難所及び屋内避難所を設定しております。

計画書の副本は、各自治会長及び避難支援者に交付し、自治会長には要支援者の地図を、地域の民生委員には要支援者一覧と地図を配布しております。

要支援者の死亡や転入出があった場合には、その都度自治会からの報告により、名簿や個別支援計画の変更を行っております。特に避難支援者の確保が重要であり、自治会の協力が不可欠でありますので、御理解を賜りながら引き続き取り組みを進めていきたいと考えております。

人員の確保につきましては、大規模災害や災害対応が長期化した場合は、公助の機能に限界が生じるケースが各地の災害現場で見受けられます。また、少子化の進展により、災害弱者を支援するに当たって中心となるはずの若年、中年層が減少し、支援がより一層困難な状況となることが予想されます。

そのような社会情勢の中で、安全安心なまちづくりを進めるためには、自助、共助を担う住民皆様の力と公助を担う行政とが一体となって取り組むことが重要と考えます。

美幌町の地域コミュニティは防災意識が高く、42自治会で自主防災組織が設立されております。

自治会、自主防災組織に加え、防災士、防災マスター、防災リーダーといった共助の主体となる皆様と行政が連携し、体制を強化することにより減少する支援者数をカバーしながら、災害対応における人員の確保を図ってまいりたいと存じます。

以上、答弁いたしましたので、よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君）〔登壇〕 二つ目の御質問であります美幌町図書館利用促進についてお答え申し上げます。

1点目の図書館利用者のための時間延長につきましては、現在の図書館の開館時間は、午前9時から午後5時までとなっておりますが、水曜日と木曜日に開館時間を1時間延長し、午後6時までの開館時間としております。

また、図書館運営に係る人員体制については、正職員3名、嘱託職員1名、臨時司書4名の8名体制で図書館運営を行っており、開館時間を延長している水曜日と木曜日については、遅番職員2名を配置して対応しているところであります。

開館時間の延長については、過去に自治会連合会からの要望を受け、教育委員会内部での検討にあわせて、開館時間の2時間延長の試行を行った経過があります。

その結果、夜間の来館者が少数であったこと、現職員体制では円滑な図書館運営を行うことが困難であったことから、現在の開館時間としているところであります。

夜間の来館者数などから、現段階では職員を増員してまでの開館時間の延長は難しいものと判断しておりますが、利用者ニーズ等を調査しながら、開館時間の延長を検討していきたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

2点目の読書通帳の導入についてですが、御質問の読書通帳は、銀行の通帳のように図書館利用者が借りた本の題名などを通帳型の冊子に印字し、貸し出し履歴

などを記載することにより、読書意欲を高めていただくとするもので、全国でも導入する図書館がふえており、管内では斜里町、津別町、雄武町で導入されていると承知しております。

読書通帳の導入に当たりましては、読書通帳機の設置や図書館システムの改修のほか、通帳の発行などで多額の経費が必要となることから、現段階において導入は考えておりませんが、読書通帳は読書推進活動に資する有効なツールの一つであることから、今後、導入図書館の事例を研究してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

3点目の図書宅配につきましては、議員御指摘のとおり、本を読みたいという気持ちがあっても、図書館にさまざまな理由で足を運ぶことが難しい町民の方がいるのも現実であります。

このような状況から、本町におきましても体が不自由などの理由により図書館に来られない方のために、宅配サービスを実施しているところであります。

ここ数年の実績はございませんが、申請があった場合には、電話等で連絡を受けた本を、職員が御自宅までお届けし、返却についても同様に対応しております。

図書館業務も多岐にわたり、限られた人数の中での対応となりますが、要望に応じた対応は今後とも継続したいと考えております。

また、借りた本のスーパーやコンビニでの返却につきましては、図書館といたしましては、図書館まで足を運んでいただき、次の本を選んで借りていただきたいとの気持ちもございませし、経費も必要となることから、スーパーやコンビニでの返却の導入は考えておりませんので、御理解を賜りますようお願いいたします。

教育委員会といたしましては、いずれにいたしましても、町民の皆様が安心して利用いただき、図書に親しんでいただける環

境整備に努めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

以上、お答え申し上げました。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 9番藤原公一さん。

○9番（藤原公一君） それでは、再質問させていただきたいと思います。

まず最初に、防災減災についてから再質問をさせていただきたいと思います。

まず答弁の中に、当日の御案内や会場内のスケジュールの掲示など改善を要する事項も明らかになったとありますが、防災訓練なのでこのような発言になったとは思いますが、いざ災害に見舞われたときに、住民にスケジュールの発表というのは混乱の中でできることではないと思われませんが、その点の認識についてお考えを教えてくださいたいと思います。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（小室保男君） 藤原議員から御指摘のとおり、当然、災害時にはかなりの混乱が想定されます。つきましては、その場においてスケジュール等を周知の上対応するというのは現実的ではないと思っております。

今回、初めての総合防災訓練を行ったわけでありませけれども、やはり訓練については積み重ねていくことが1番重要だと考えているところであります。

例えば、自衛隊の訓練もそうですけれども、不測の事態に備えてさまざまなシミュレーションを積み重ねていく。よって緊急時に迅速な対応ができるということだろうと思っておりますので、行政についても、あつてはならないわけですが、災害に対する備え、防災に対する備えを常日ごろ積み重ねていくことが重要であろうと考えております。

○議長（大原 昇君） 9番藤原公一さん。

○9番（藤原公一君） 総務部長の御答弁

と全く同じ考えなのですけれども、やはり人間というのはやったことがないことはまずできない話であります。訓練を重ねることが今後大事になってくると思っております。

先ほど社協の立ち上げ訓練のお話をさせていただきました。

社協の訓練というのは、筋書きがなく、実践的なボランティアとして役立った訓練でもありました。

私も総合防災訓練に参加させていただいたのですけれども、今後の訓練のありようなのですが、避難所に行ったときに、自治体ごとに避難されるわけなのです。

そこで、例えばの話なのですが、体育館の区域割りをその場で住民の方にしていただくとか、先ほど社協の話をしてしまいましたが、自治会の中でリーダーを取り決めていただくとか、食料の関係を調達する係を決めてもらうとか、そういう訓練でもよかったのではないかと考えております。

また、展示の中に避難所運営ゲーム、北海道D○はぐというゲームも展示されておりました。ゲームではありますけれども、避難所の訓練という部分では、それを利用できたらかなり有効な避難所運営計画というのができたのではないかと考えています。

その辺の考えをお教えてください。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 基本的な話について今総務部長がお話しして、そのことに対して藤原議員も同感ということでお話をいただきました。

その中で、訓練をする中において、二つに分ける必要があると思うのです。一つは筋書きがあるものと、それから筋書きがなくてもできるか。

ですから、今回については、ある程度こういう形で何をやるということを示していたので、そのことを頭に入れて来られた方が混乱しないように、きちんと筋書きを示す必要がある。

もう一つは筋書きがない訓練という、ただこの場合も、どういうことを想定されるというスケジュールを表示しなくても、中心に指導する者の頭の中にしっかりした綿密なものがなければ、ただどうですかということではないと思うのです。

それをしっかりやってもらうことが、後で経験としてしっかり残って、万が一災害時に、似たようなことが起こればしっかり対応というか、そこにかかわったり、その状態を受けとめることができるのかなと思っておりまして、そういう理解をしていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） 9番藤原公一さん。

○9番（藤原公一君） 町長の答弁大変わかりました。

もう一つ、答弁の中の情報伝達の手段のことについてなのですが、過去の議事録を確認しますと、いろいろな議員が防災緊急ラジオを利用したらとか、私も言いましたけれど防災FMの件とか、いろんな意見がありました。そのたびに検討を重ねてまいりますとの御答弁でありました。

12月1日からNHKでも首都直下型地震の特集が生まれ、30年以内に首都直下型地震が起こる割合は70%と報告されております。

今回の台風15号、19号、10月の大雨災害もそうなのですが、災害はいつ来るかわかりませんし、時期を選ぶ災害はありません。

災害が起きてから準備をしておけばよかったでは遅い話なので、情報伝達の手段として、あんしんねっとびほろとか、そういうものを利用するというのはわかるのですが、いざ地震があつて、例えば鉄塔が倒れた場合、情報手段として成り立たない気がするのです。そういう部分も含めて、今後検討していただきたいと思います。よろしくお願いたします。

い。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 今、情報伝達のお話がありました。

今回広報車を使って、これは答弁で書いたのですが、難しいのかなという実態であります。

この辺をどうするかが今後の中で、提案で例えば防災FMとかそういう話もありました。ただこれも今具体的に検討して、ある程度の方向性は今年度中ぐらいに考え方は整理しようと思っています。

どういうことを考えているかということ、FM波を使った情報を受けるという考え方であります。

今回被災にあったところで、防災のための基地をつくるための機材を貸してもらったりはするのですが、その中で、既存の地域FM局というか、言うならば、防災に切り替わったところもあるし、そういうところが積極的に発信した中でいけば、北見市とか、網走市とかがあります。

ですから私どもで大きな機材を用意して何かというよりも、そういうところの連携がとれないのかというような形で、今いろいろと担当に調べさせております。

そうすれば、私どもが皆さんにお配りしていた、FMラジオがあれば、ある程度情報が入るので、この辺の答えは早い時期に方向性を出したいと思っています。

ただ、直接回るといって、広報車もスピーカーを4方つけば、ゆっくりとか、とまってとか、いろいろうちのスタッフが考えてくれたのですが、半数以上が聞こえなかったというのが実態であります。

よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） 9番藤原公一さん。

○9番（藤原公一君） ありがとうございます。

早急に伝達方法を検討していただけたらと思います。

次に、海外研修生の訓練の状況の話をさせていただきますと思います。

この間、私が国保病院に健診に行ったときの光景を話したいと思います。

海外研修生と思われる方が風邪を引いたようで、診察に来られていました。看護師とのやりとりは、当然看護師は日本語で、海外研修生の方は日本語がよく理解できず不安そうな顔をされておりました。

最終的に研修生がスマートフォンを出して、変換しながら言葉のやりとりをしておりました。1人で病院に来られて不安だったと感じております。

これを避難所に置きかえると、もっと不安になるのではないかと感じておりました。

また、停電が長期化すれば、先ほども言いましたけれども海外研修生の命とも言えるスマートフォンが利用できなくなりますので、訓練が必要だと思い6月に質問させていただきました。

周知を見送ったということですが、海外研修生は言葉で言えば災害弱者になるわけです。

例えばの話なのですけれども、訓練に来られるようなことができたならば、住民の方と顔なじみができ、少し安心できるのかなという思いもありまして、こういうお話をさせていただきました。

その辺の海外研修生を見送った経緯というか、その辺をもう一度お教えいただければと思います。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 言いわけではないのですが、全町的な行政が主体となってやる試みを初めてさせていただきました。

最初は担当もかなりプレッシャーで、いろんなことを考えていたのですが、第1回目ということもあるので、余り欲張らないでやることを確実にやりましょうという結論に立ちました。

そういう意味からいけば、本来であれば、災害を想定するとそんなことを選んでいられないということで、藤原議員の御指摘だとは思いますが、正直な気持ち、今回そういうことはわかって、あえて、一般町民の方々、それから海外から来られている方々を外して対象にしなかったというのが正直な状況でございます。

○議長（大原 昇君） 9番藤原公一さん。

○9番（藤原公一君） 理由はわかりました。

避難訓練の呼びかけについての話なのですけれども、当初計画では各自治会10名程度で300名を想定するというお話がありました。

これも少ないと思っていたのですけれども、美幌町自治会数は67自治会あります。そこから10名ずつ参加していただいと呼びかけても670名が規模的には参加するはずなのですけれども、全町、全自治会に案内というのは出したのでしょうか。

その辺をお教えください。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（小室保男君） 今回、訓練の実施に当たりましては、各自治会に御案内を差し上げております。

御指摘のとおり67自治会がございまして、相当数の皆さんが参加をされるという想定をしておりました。

また、自治会を通じてではなく、広く一般の参加も呼びかけておりましたので、正直なところ、当日どのぐらいの皆さんに御参加をいただけるのかというのはなかなか把握できない中で訓練当日を迎えたというのが実情であります。

そういったこともございまして、先ほどの町長答弁のとおり、海外からの技能実習生につきましても、大きな混乱が生じれば危ない目にあわせてしまう場面もあろうかと考えておまして、今回については見送ったものでございます。

ただ、議員御指摘のとおり、技能実習生の皆さんにとっても、安心して美幌町で働いていただいて、また、国に戻っていただける環境をつくるというのは、当然私たち行政の仕事だと思っておりますので、受け入れ先の企業の皆さんとも情報交換はしております。

現在、町内に60から70名ぐらいの技能実習生の皆さんがいらしているわけですが、特に中国、ベトナムからの方が多いい状況になっております。

今後については、受け入れ企業ともしっかり連携を図って、それぞれの企業で現在も避難訓練の計画等もごさいますので、行政としてしっかりと関与して、安全、安心を確保してまいりたいと考えております。

○議長（大原 昇君） 9番藤原公一さん。

○9番（藤原公一君） 災害の部分については、この後戸澤議員もお話ししますので、この辺にさせていただきたいと思っております。

次に、災害弱者対策の件ですけれども、災害弱者という方は、災害時一般の人と同じような避難回避行動がとれないわけでありまして。

その中で、私が質問した趣旨というのが、避難所に着いてからどのように対応するのかという趣旨で質問させていただいたのですが、答弁の中には、自助、共助という部分もあったので、その辺も大事な部分ではあるのですが、先ほども言いましたNHKの情報を見ますと、自助、共助、公助という部分でいくと公助というよりも、1番大事なものは隣近所が1番大事だと思っております。

先ほどの答弁の中に、支援者名簿があります、用意していますというのはあるのですが、避難弱者と言われる方を近所にお住まいの方が把握されているかどうかという部分も、美幌町は小さい町なので、かなりの方は理解していると思うのですけ

れども、自治会に入っていないという方も当然おられると思うので、その辺の考えをお教えいただければと思います。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 今回の答弁の中で、弱者の方々に対する部分というのは、総論的なお話を答弁させていただきました。

本来はそうではなくて、質問の最後にバングラダッシュの話とかが出てきたというのは、その場所へどうやって実際に連れていくのかということと、連れて行ったらその方はどうされるのかという美幌町の状況を聞いているのかなとは思っておりました。

答弁の中にもあるとおり、自治会にいろいろお願いして、名簿をつくっております。

私も自治会の役員をした中で、行政側ではなくて自治会の立場で協力してつくらせてもらいました。

そういう意味でいけば、きちんと自治会の方々には理解いただいていると思っております。

ただ、本当に災害のときに、隣の誰々さんをとるまでになるかということ、多分、先ほどから出ている直に訓練とか積み重ねがないと思ってもそうはできないのかなと思っているところではあります。

理解はしていただいていると理解しております。

○議長（大原 昇君） 9番藤原公一さん。

○9番（藤原公一君） 隣近所の方が支援するというのが1番大事な部分であると思っております。

もう一つ私が質問した趣旨は、避難所に着いてから、例えば車椅子の方が避難所で、車椅子のままトイレにいけるのかとか、そういう部分もあります。

また、知的の方がもし避難所にいたときに、トイレに行きたくても声を上げづらいのではないかとこの部分も含めて、一目で

わかるようなツール、バンダナなどがあつたら協力できる、またはその人を見かけたら声をかけやすくなるのではないかという趣旨で、最後どうなのかという話をさせていただきました。

避難所に着いたとき、障がいをお持ちの方は声を上げづらいという状況が、当然普通の人とは違って、トイレに行きたいのだけれど、普通の人だったら普通にトイレに行けるのかもしれないですけれども、障がいをお持ちの方というのは、車椅子の方だったら介助が必要だったり、知的の方だったらトイレまで行くのにも苦勞したりという状況があるのではないかということで、一目でわかるような、避難所になったらほかの自治会も当然入ってくるわけで、自分の自治会なら一目でこの人はこういう方だから避難所に連れていかないかという部分はあると思うのですけれども、いざ避難所になったときに協力体制が当然必要になってくると思うのです。

当然、避難が長引けば、行政側は自分の職場に戻っていくわけで、災害避難所は自治会運営というのは出てくるわけで、そういう部分でいくと、そういうツールを使って、誰が見てもこの人が協力してくれる、誰が見てもこの人がそういう方なのだというのわかるような災害バンダナだったり、緑色のヘルプカードというのがあったらいいのではという提案をさせていただきました。

弱者というのは声を上げづらいので、その辺も含めて今後取り組んでいただければと思います。あと、先ほどの訓練もそうなのですけれども、災害についてこれでいいということは一つもないと思います。しっかり準備をしていくということが、先ほど総務部長のお話でもありますけれども、訓練をしていくことによって、少しでも不安がなくなる安心して暮らせるという町につながるわけで、検討ばかりではなくて実施しますと言っていただけるように、その辺の

答弁を、今後訓練をしながらでもいいのですけれども、今年の台風でもそうですけれども、突然やってくる災害なので、その辺について準備を怠ることなくお願いしたいと思いますので、その辺をお聞かせいただければと思います。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 今、弱者の方々に対する対応という話を前段していただきました。

今まではどちらかということ、社会生活の中で障がいがあることを遠慮がちという部分があつて、でも災害があつたときには、みずから障がいを持っているということを表示をしてもらおうというのが、今回のヘルプバンダナとか、なかなか口には出せない方もいるし、耳の不自由な方もいる。それでそういうことをやるために進めている内容だと私も理解しております。

それと、通常ヘルプする場合、助けてくださいというのは赤のマークですけれども、この頃は議員の質問の中であつたグリーンの逆に私は助けることができますという表示もそれかなと思っています。

これもこれからの訓練をいろいろ計画する中で、一步一步具体的に、余り時間を置いて長い期間でなくて、やれるものは総合的な部分でいけば、答弁にも書いてありますけれども、いつもできる話というよりも自治会連合会とのサイクルはあるのですけれども、部分的にはやれるものは皆様にいろいろ声をかけてやって、少しでも経験いただいて、そういう不幸な事態が生じたときには、皆さんでしっかり対応し合えるということをやっていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 9番藤原公一さん。

○9番（藤原公一君） 町長のおっしゃるとおり、本当に早い段階で検討をお願いしたいと思います。

時間がなくなりますので、次の図書館の

ほうに移りたいと思います。

図書館利用促進についてですけれども、まず最初に、時間延長について御質問させていただきたいと思います。

過去に自治会連合会の要望を受け、時間延長の試行をした経過があるとありますが、何年前に実施し、何カ月間実施したか、またそのときの6時以降の利用者数がわかればお教えいただければと思います。

○議長（大原 昇君） 教育部長。

○教育部長（田村圭一君） ただいまの御質問に答弁をさせていただきます。

平成26年度に要望があって、検討、試行したということで、試行の期間については約2カ月間試行を実施したと聞いております。

実際の利用者数については、今正確な数字はありませんが、十数名というふう聞いています。

○議長（大原 昇君） 9番藤原公一さん。

○9番（藤原公一君） 実は、そのときの自治会連合会で質問したのは、私が当時教育長だった町長に向けて質問した話でありました。

私も覚えているのですけれど、4年前の選挙ムード一色で、私もその時に図書館を利用したのですけれど、足を運んだときに利用者はいませんでした。

そういう時代背景というか、そういうことがありまして、先ほど部長が2カ月と言っておりましたけれども、統計をとるのにそういう時期にぶつけて正確な利用者がないということになるのかどうか。

その辺だけお答えいただければと思います。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） ただいまの時期の関係でございますが、議員おっしゃるように、平成27年は選挙だとか、さまざまな状況、今と違うということもありますけれども、現在1時間延長しておりますその

ときの平均利用者が約17名と、2時間の試行のときと1時間のときと人数的には変わらない状況であるということでありま

す。

よろしく申し上げます。

○議長（大原 昇君） 9番藤原公一さん。

○9番（藤原公一君） もう一度、時間延長の話なのですけれども、近隣市町村の開館時間というのが朝10時のところというのが大半であります。

美幌町図書館が9時の現状はわかっているのですけれど、例えば1時間スライドすることによって、6時、7時ということは可能ではないかと思うのですけれど、その辺のことについてお聞かせください。

○議長（大原 昇君） 教育部長。

○教育部長（田村圭一君） 近隣の開館時間の御質問ですので、管内の図書館の開館時間について答弁をさせていただきます。

細かくいきまして、管内18市町村で30館の図書館がございます。

そのうちの6館が17時までの閉館、曜日により18時まで閉館が3館、18時までの開館時間としているところが13館となっております。

曜日により19時までの開館時間、19時までとしているのが2館、曜日により20時までとしているところが5館、曜日に関係なしに20時までとしている図書館が1館ということでございます。

図書館の開館時間の延長に関しまして、1時間スライドして19時までということも検討した経過がありますが、朝早く9時に図書館が開くのを楽しみに待っているお客様もいるということでありまして、その辺を考えて今の開館時間としているところでございます。

○議長（大原 昇君） 9番藤原公一さん。

○9番（藤原公一君） 教育長は、しゃき

っとプラザ3階で子供たちが学習している姿を見たことがあると思うのですけれども、例えば、図書館が20時頃まで開いていたと仮定すれば、多分そういう子供たちは図書館で勉強をするのではないかと考えております。

図書館というのは子供たちが勉強できる環境ではないかと考えております。

その辺について考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） ただいまの子供の学習の関係でございますけれども、議員おっしゃるように、しゃきっとプラザはWi-Fi環境も整っていることもあろうかと思っておりますけれども、勉強している子供はいます。

また、近隣の図書館においても、学習している状況も把握しているところであります。

一方で、延長で何が1番ネックになるのかということ、人員配置と費用の面だと認識をしております。

人員を配置するに当たっては、今は1時間で2人ということでありましてけれども、シフト組みなどで2人から3人が必要になると考えております。

さらに、今の実情としましては、有資格者、司書配置ということではしておりますけれども、その辺につきましても1回目の答弁でもありましたけれども、利用者ニーズを調査しながら延長時間を検討していきたい、そうお答えさせていただいておりますけれども、その中には内部的に全て有資格者でないといけないものなのか、例えば、アシスタント的にできないのか、そういったこともあわせて検討しながら考えていきたいと考えております。

また、9月定例会で町長から、今後、任期中に改築に向けて動き出したいというお話がありました。

そのようなこともあり、検討に当たって

はそういったことを見据えた中で、どういった図書館のあり方がよりいいのかということ視野に入れて、複合的に検討していきたいと思っておりますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 9番藤原公一さん。

○9番（藤原公一君） 図書館延長については、私も理解しているつもりですので、要望に本当にあうような図書館運営を今後していただければと思います。

続きまして、読書通帳の導入について質問させていただきたいと思っております。

やはり、図書館が元気なところというのは町全体も元気でありまして、町全体が元気であれば、子供たちが元気になり、希望がわいてくると思っております。

美幌町の財産の子供たちのことですので、読書通帳の導入については多額の費用が必要とのことでもありますけれども、見積もりはされたことがあるのでしょうか。

その辺をお聞かせください。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） 概算で約1,000万円ということで把握しております。

よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 9番藤原公一さん。

○9番（藤原公一君） 私自身、10月に斜里町図書館にお邪魔させていただき、館長にいろいろな御意見をいただきました。

美幌町図書館は既にバーコードで管理されているということをお話ししましたら、美幌町図書館がバーコード管理をしているなら、メーカーが同じであればそんなに多額の費用はかかりませんというふうに言われました。

斜里町のお話を館長からお聞きしたときに、斜里町は5年前に導入したので、機械自体は300万円ぐらいしたとお伺いしましたがけれども、現在は100万円以下のものが出てきているというお話もいただき、

また、メーカーも多く出ていると言っております。

資金についても、使えるのかわからないのですけれども、公共施設整備基金の一部とか、ふるさと納税を利用することが可能ではないかと思うのですけれども、その辺の御答弁をお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） 読書通帳でありますけれども、子供を中心として、読書習慣を身につけるとか、読書意欲が向上すると非常にプラスの要素があります。そういった意味から、教育委員会としても非常に有意な事業であると考えているところであります。しかしながら、費用的なものが1番大きなところなのかなと。

また、先ほどの改築の話にもなりますけれども、今の施設でシステムを整備したとして、それを改築したときに手戻りが生じるのではないかと、そういう不安もあります。

これらを含めて、今後、改築についても考えていく中で、どのような方法がマッチしているのか、さらに学校の図書館、こちらとの連携だとか、そういったさまざまな方法があるかと思っておりますので、どのような方法が1番適しているのかというのも今後も引き続き調査研究したいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（大原 昇君） 9番藤原公一さん。

○9番（藤原公一君） 12月4日の読売新聞の記事ですけれども、日本は読解力が急落、長文読み書きが原因かとの見出しでした。また、12月5日の読売新聞の記事にも文書つくれぬ若者との見出しもありました。

SNSとか、パソコンとかの利用により、読書離れが原因だと思っております。

子供の読書離れというのは、親が読書をしないと子供も読まないというふうにも感じております。

幼少のときから本に親しんでいれば、全てにつながるという感じも受けております。

今回、ノーベル化学賞を受賞されました吉野さん。吉野彰さんは、小さいときに読んだろうそくの化学という1冊にめぐり会えたので、ノーベル賞を受賞できたというスピーチもされております。

本にもっと親しんでいただくために、先ほどの繰り返しになるのですけれども、読書通帳の導入というのは興味を引きつけるツールとして早い時期の導入の検討をお願いしたいと思っております。

次に、図書宅配に関してですけれども、私の勉強不足で図書宅配が既に実施されていることを知りませんでした。反省いたします。

私に相談に来た方は、車の免許返納に伴い図書館まで足を運ばず寂しいと訴えてきた方でした。

私もホームページ上で確認したのですけれども、ここ数年実績はないとの御答弁でした。私もそうでしたが、美幌町のホームページから検索するのが、なかなか検索しづらい感じでありました。

また、免許返納の方ですので、パソコンの利用もできない方も大勢おられると思いますので、定期的に町広報とかに掲載されたらどうでしょうか。利用したい方がおられると思いますので、ぜひ御検討ください。

防災に関しても、図書館に関しても、質問しました件について、できるだけ早い時期に検討されますことを望みまして、以上で質問を終わります。

○議長（大原 昇君） これで、9番藤原公一さんの一般質問を終わります。

暫時休憩します。

再開は、14時05分といたします。

午後 1時55分 休憩

午後 2時05分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

通告順により発言を許します。

1 番戸澤義典さん。

○1番（戸澤義典君）〔登壇〕 それでは、防災・減災について5点質問させていただきます。

まず1点目、令和元年度美幌町総合防災訓練の成果と今後の訓練についてであります。

本年10月6日に、美幌町として初めて計画した美幌町総合防災訓練が行われました。

その目的は、一つ、災害発生時の住民の防災・減災の意識を向上し、地域防災・減災力の強化を図る。

二つ、地域住民と防災関係機関、協力機関、団体が連携する訓練及び装備品展示、模擬体験により相互理解を深めるの2点だったと認識をしております。

初めての訓練でよかった点や改善をすべき点など数多くあったと思います。

訓練終了後には、それぞれ関係する機関や団体、自治会等を交えて研究会を行ったと伺っていますが、その中で、良好な点や改善点などの重立ったものをお示してください。

また、今年度の総合防災訓練の成果をどのように分析しているのか、来年度に向けた訓練をどのように行おうとしているのか、お聞かせください。

2点目、1日防災学校について。

北海道と北海道教育委員会が学校の授業の中に防災の授業を取り入れ、児童生徒等が防災について考えることを目的として、1日防災学校を計画、サポートしております。

その内容はさまざま、防災かるた、国語、災害食づくり、家庭科、自然災害を防ぐための備え、社会、自然災害の仕組み、理科、救護活動、体育、防災グッズの作成、図工などの要素を取り入れたものとな

っております。

年間の実施校数には限度があり、1振興局当たり2から3市町村となっております。

平成30年度のオホーツク振興局管内では、網走西小学校、中湧別小学校とともに、美幌旭小学校の3校が行っています。

また、今年度は置戸中学校、雄武小学校、中湧別小学校、美幌旭小学校の4校が行っております。

このように割り当て校が少ない中、湧別町の中湧別小学校と美幌旭小学校の2校だけが2年連続行っています。

私としては、今年度、美幌小学校や東陽小学校がなぜ行われなかったのか残念でありませんが、教育委員会として、この1日防災学校をどのように捉えられているのかお聞きします。

次、3点目、災害ごみの対応についてであります。

地震や洪水など、大規模災害が発生した場合、大量の災害廃棄物が発生します。

昨今、それら災害廃棄物、災害ごみにかかわる問題が諸所で聞かれます。

災害ごみの仮置き場が満杯で近くの畑や公園に捨てられたり、仮置き場まで遠く運べない、車がなく運べないなどのほか、処理能力オーバーで処理できないなどの処理施設上の問題点も挙げられております。

環境省は2014年に、指定するごみの量や仮置き場候補地などを事前にまとめた災害廃棄物処理計画の策定を全国の自治体に求めています。

美幌町では、美幌町地域防災計画を策定し、第13節、清掃計画に一部記載されていますが、その内容は不十分であり、実際に災害廃棄物が発生した場合、どのように処置すべきか明確ではありません。

美幌町における災害ごみの対応と災害廃棄物処理計画の策定状況についてお聞かせください。

4点目、福祉避難所について。

現在美幌町では、介護老人保健施設アムニティ美幌、特別養護老人ホーム緑の苑、あさひ在宅ケアセンターの3カ所を福祉避難所に指定しています。

また、避難行動要支援者対策計画により、要支援者の実態把握を行っていると思います。

福祉避難所に指定している3施設は、現在も利用者、入居者がおり、災害発生時に何名の追加受け入れが可能か、現在把握している要支援者をどの程度受け入れることができるのか、その実態についてお聞かせください。

最後、5点目になります。

災害ボランティアについて。

災害発生後のボランティアの活躍とその必要性については、日ごろの報道等からうかがい知れるところであります。

また、ボランティアを効果的に運用するため各自治体においては、社会福祉協議会やボランティア活動にかかわっている関係団体、行政が協働して担っているのが多数であります。

美幌町における災害発生後のボランティアの受け入れ体制は、どのように行われるのかお聞かせください。

以上、5点よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君）〔登壇〕 戸澤議員の御質問に答弁いたします。

なお、1日防災学校につきましては、教育長から答弁させていただきます。

防災・減災についてですが、1点目の令和元年度美幌町総合防災訓練の成果と今後の訓練についてであります。訓練は、職員招集訓練、通信訓練、情報伝達訓練など、実災害に則した初動訓練の後、住民の皆様には避難行動訓練、避難所移動訓練の後、関係機関に御協力をいただき、各種体験や防災資機材、防災車両の見学を行っていただきました。

また、訓練の充実を図るため、参加され

た皆様にアンケートを行ったところ、評価できる点としては、災害時対応のきっかけになった、初めて目にする物が多くあったなど、また改善事項として、訓練内容が不明、場内アナウンスが聞こえない、会場での体験コーナーの時間が長過ぎるといった御意見のほか、避難所運営が長期化した場合を検討すべき、訓練規模の拡大など、今後の訓練に向けて参考となる御意見をいただいたところであります。

タイムスケジュールや会場でのアナウンス、関係団体との打ち合わせ不足等、反省すべき点が多い訓練ではありましたが、防災・減災に興味を持っていただけた方もいらっしゃいましたので、改善すべき点は改善し、多くの方に関心を持っていただける訓練の実施に向け努めていきたいと考えております。

なお、来年度、再来年度の訓練は従来行ってきた自主防災訓練の実施となるため、次回の総合防災訓練は令和4年度となる予定であります。地域におけるきめ細やかな訓練と全町的な訓練とを織りまぜながら防災体制の充実と強化に努めてまいります。

3点目の災害ごみの対応についてですが、災害のたびに各被災地では膨大な量の災害廃棄物処理、仮置き場の不足、廃棄のマナー違反等に苦慮していることが報道されております。

美幌町においては、美幌町地域防災計画の中で、法令に基づく措置を講ずること、処分場への搬入が困難な場合には、仮置き場を定めることを規定していますが、具体的内容は定められていない状況にあります。

また、災害廃棄物処理計画につきましては、各種自然災害への平時の備え、さらに、災害時に発生する廃棄物を初動体制がおくれることなく、適正かつ円滑、迅速に処理するための応急対策、復旧、復興対策について、基本的事項を整理した重要な計

画と認識しておりますが、本町においては策定していない状況にあります。

国の第4次循環型社会形成推進基本計画では、災害廃棄物処理計画の策定率を、2025年度に都道府県100%、市区町村60%を目標としております。

本町においても、計画の策定に向けて進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

4点目の福祉避難所についてですが、平成24年8月1日付で介護老人保健施設アメニティ美幌、特別養護老人ホーム緑の苑、あさひ在宅ケアセンターと災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定を締結し、福祉避難所として位置づけております。

御質問の各施設の受け入れ可能人数ですが、福祉避難所として利用するスペースとしては、基本的に居室以外のロビー等を利用することとなります。

収容可能人数としては、避難される方の状況にもよりますが、アメニティ美幌で30名、緑の苑で60名、あさひデイサービスセンターで10名を想定しております。

5点目の災害ボランティアセンターについてですが、被災地での災害ボランティアによる支援活動が果たす役割は大きく、復旧、復興活動には欠かせないものであります。

各地から支援に駆けつけてくださる方に効率的に活動いただくためには、しっかりと受け入れ体制を構築する必要がありますが、具体的なマニュアルの整備には至っておりません。

ボランティアの受け入れに際し、被災地ニーズの把握、人員調整、資機材準備、活動記録等、その役割は多岐に及ぶため、社会福祉協議会やボランティア団体などと町とが連携、協働することが不可欠であることから、今後、関係団体との協議を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上、答弁をいたしましたので、よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君）〔登壇〕 二つ目の御質問であります。

1日防災学校についてお答え申し上げます。

道内においては近年、北海道胆振東部地震やブラックアウトなどの大規模災害の発生を受け、これらの教訓を踏まえ、道民に対する災害予防の普及、啓発や、地域のコミュニティにおける多様なかかわりの中で、防災に関する教育の推進が急務とされております。

また、第2次学校安全の推進に関する計画、平成29年閣議決定では、全ての学校において、家庭、地域との連携、協働の推進や関係機関との連携による安全対策の推進など、保護者や地域住民、関係機関との連携協働による体制を構築し、それぞれの責任と役割を分担しつつ、学校安全に取り組むことが必要とされております。

こうしたことから、北海道では平成30年度より地域コミュニティの核ともなる学校を活用し、授業に防災の要素を取り入れた1日防災学校を実施しており、児童生徒はもとより家庭や地域への波及効果も高いと評価されているところであります。

御質問のとおり、本町におきましても旭小学校が町内各校に先駆け1日防災学校に取り組んでいる状況にあります。

防災学校は多面的に学ぶ機会となり、各学習に専門スタッフが入り、貴重な話やさまざまな体験を通し、防災に関する危機意識の重要性を改めて確認できたと旭小学校から報告されているところであります。

教育委員会といたしましても、学習を通じた貴重な体験は意義深いものと認識しており、これまでも未実施校に対して実施検討を要請しているところであります。

特に、災害弱者と言われる児童が在籍する小学校においては、その取り組みの必要

性を学校側も理解しており、美幌小学校及び東陽小学校では、次年度の実施を検討している状況にあります。

いずれにいたしましても、少子化により地域防災の人手が不足することが予測される中、いざというときに、地域住民一人一人が共助に参加するためにも、まず自分が助からなくてはなりません。そのためにも、子供のうちから防災知識を身につけさせることが何より重要であり、防災教育を充実させることは効果的であると考えております。

引き続き、防災関係機関との連携により、本事業を継続させていきたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

以上、お答え申し上げます。

どうぞよろしくお願いいいたします。

○議長（大原 昇君） 1番戸澤義典さん。

○1番（戸澤義典君） それでは、防災訓練から再質問をさせていただきたいと思っております。

御答弁の中で、町民のアンケートの御意見の中で、避難所の運営が長期化した場合の検討をすべきだという話とか、訓練規模の拡大などという御意見があったということなのですが、町長としてこの点はどうのように捉えておられるでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 先ほどの答弁でもお話しさせていただいたのですが、行政として初めて実施したということでもあります。

そういった中で、初回で限られた内容でという思いだと思います。

ただ、実際に来られた住民の方々は、それでいいのかというよりも、具体的にどうかということを感じている部分があるのかなというふうに思っております。ですから、まずは見てもらったり、体験してもらった。

では、今度はそれが長期間になったときに何がかわるかというのは見えないわけです。

ですから、ふだんの自治会連合会で年1回行っていることとか、今回やったことによって、一歩進めて考えられるのは1日ではなくて長期ということ想定したものをどう見せるかという意味での御意見をいただいたのかなと思っております。

それにあわせて、訓練規模の拡大というのは、人数のことは私どもも予測ができなかったのですが、正直言って、もう少し来ていただけたと考えていた部分でいけば、一部の方々と見られても結果として仕方がない状況でありますので、住民個々の多くの方に参加いただくことをどうするかということ、このことを受けてきちんと考えなければいけないというのが、この意見を受けての感想でございます。

○議長（大原 昇君） 1番戸澤義典さん。

○1番（戸澤義典君） 美幌町はマニュアルを作成して、避難所運営マニュアルですとか、職員のいろんなマニュアルができていると思うのです。非常に進んでいると思うのですが、避難所というのは、行政が主体で今動いていますけれども、本来は、実際その避難所の中に入る避難者が主体的に運営していくのが1番いいと思うのです。

職員がそこに手を取られすぎると、本来業務あるいは災害対応業務がどうしても手につかなくなってくると思うのです。

だから、最低限の職員だけ配置をして、運営ですとか、そういうもの全て避難者に任せてしまうというのが理想の姿だと私は思います。

そういう観点から、将来的にはそうなるように持っていく訓練が必要なのではないのかなと。

多分、避難された自治会等の人達もそういう気持ちがあるからこういう意見が出て

きたのではないのかと私はそういうふうに捉えたのです。

なので、今あるマニュアルを今度は住民の方が使えるようにしていく。避難される方が運営していくという訓練が必要だと思うのですが、その点は町長どうでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） お話しいただいたことについては全くそのとおりだと思います。

今、どういうふうに運営するかマニュアルをつくっています。それを実際にできるかということで、まず、行政職員がやっていく、それを地域の方に見てもらおう。そして、徐々に移行していくというのは、戸澤議員がおっしゃったとおりだと理解しております。

○議長（大原 昇君） 1番戸澤義典さん。

○1番（戸澤義典君） 答弁の中で、来年、再来年は自主防災訓練をやるから、総合防災訓練は令和4年度だという答弁をいただいて、ちょっとがっかりしているのですが、先ほど藤原議員の質問の答弁の中で、総務部長も訓練を積み重ねていくことが非常に重要だという答弁をされました。自主防災訓練の目的と、町が実施する総合防災訓練の目的というのは違うと思うのです。

やはり、町は町の訓練は当然必要だし、自主防災組織は自主防災組織の訓練が必要だということで、これは何で来年度、再来年度が自主防災組織の訓練をやるから、総合防災訓練は令和4年度となったのか、その辺がよくわからないのですけれども、すみ分けがそのようになっているのか、町として総合防災訓練をどのように捉えているのか、その辺についてお答えいただければと思います。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（小室保男君） 御答弁申し上げ

ます。

今回、町の総合防災訓練の実施に当たっては、事前に自治会連合会の皆さんと役員の皆さんと何度か意見交換をさせていただいております。

昨年だったと思うのですが、その中で、町の訓練の規模が当時ほどのぐらいになるかというのは正直想定できない部分もあって、ただ一方で、自主防災訓練は市街地全域を東西南北の四つに分けた中で、毎年、例えばことしは東、翌年は北地区ということで、4年で1回ローテーションが周るようにやっています。

連合会としては、その訓練は重要なので今後も続けていきたいと。一方で町としては、今後町全域にわたっての訓練をやりたいということで相談をしたのですが、どちらの訓練も実施に当たっては3カ月ぐらい前から関係機関との調整が始まって、当日の対応等に至るまではなかなかの準備、マンパワーが必要になりますので、同一年度に町の訓練と自治会連合会主催の訓練、両方ほぼ同じ時期になってしまいますので、なかなか実施は難しいということで、2年自主防をやった後に町でやって、そしてまた残る二つをやってまた町という、そういうサイクルでやってみてはどうかということで今回に至っているというのが現状であります。

現時点では答弁書のとおり、令和4年度が次の訓練予定なのですが、ただこれまでも、例えば美幌川の浸水被害の多い地区においては、そこの単一の自治会と町がかかわりを持った中で訓練をやったり、図上の訓練を行ったり、あるいは職員の避難所の開設、運営の訓練を行ったりということで、いろんな訓練を手がけておりますので、今後についてはどのような訓練のやり方が美幌町の安全、安心なまちづくりにとって1番大切なのかというのをしっかり検証しながら、また、自治会連合会の皆さんとも意見交換を図りながら、今後の訓練

体制を考えていきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 1 番戸澤義典さん。

○1 番（戸澤義典君） 連合会とのすみ分けということで答弁いただきましたけれども、今回の総合訓練を考えますと、例えば各避難所に住民の方が避難したと思うのです。第1段階です。これは、今までやっている自主防災訓練と何ら変わりはないのです。

2段階、3段階、美幌小学校に移動してきて、それからいろんな展示を見た。

これは自治会連合会ではできない訓練かなということで、そう考えると、毎年の自主防災訓練の中に、当然総合防災訓練を取り入れることはできるのではないかと思うのです。

いずれにしても、検討するというので、時間がありませんので、次、職員の業務の継続性ということについて質問させていただきますが、災害時に行政みずからも被災し、人、物、情報など利用できる資源に制約がある状況下において優先的に実施すべき業務、非常時優先業務を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定める計画を業務継続計画と言いますということであっていますね。

その中で、消防庁が行った平成29年6月現在の計画策定状況、各市町村どのように計画をつくったかという調査があったと思うのですが、その中で、いろんな項目があるのですが、例えば、この計画自体を地域防災計画に位置づけているとか、独立した計画をつくっているとか、いろんな回答があるのですが、美幌町としては、美幌町でつくっている地域防災計画に位置づけている、その中には指揮の優先順位とか当然載っています。町長がいないときは誰だというのが載っています。

業務継続計画における業務継続に関する6要素というのがありまして、その中で、

例えば、非常時優先業務の特定とか、非常時優先業務ごとの役割分担というのが載っているのです。

その中で美幌町としては、地域防災計画にうたっていますとなっています。確かに、美幌町の総合計画を見ますと、総務部まちづくり班は、1、災害対策の総括に関すること、2、災害対策本部の設置に関することと細かい業務がうたわれています。

しかしながら、この業務計画を見ていきますと、本来ならば計画で何が必要かという、非常時に、災害が発生したときに、発生してから1週間で行う業務と、1週間から2週間後あるいは3週間後に行う業務が当然違ってくると思うのです。要するに、時間軸が入ってくると思うのですけれども、この業務の中には時間軸が入ってないのです。

だから、当初何をやればいいのかということがわかってこないということで、本来ならば、そういうことがわかるような、当初発災してから3日間はこういうことを優先的にやらなければなりませんよ、1週間後はこうですよという、わかるような計画にしていかななくてはならないのですけれども、それが業務継続計画だと思うのです。

その辺はどう捉えておりますか。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（小室保男君） 今御指摘があった業務継続計画につきましては、議員おっしゃるとおり、災害緊急時において行政機関が停滞をしてはいけない。特に、熊本地震などで行政が被災して、日常の業務に停滞を招いたということもあって、国では強く自治体に対して策定を働きかけているところであります。

美幌町においては、確かに地域防災計画を持ってはいるのですけれども、その中でうたっているそれぞれの分野の取り組みというのは、災害時における災害対応についてのみです。

今回の業務継続計画、いわゆるBCPと

言われている計画なのですけれども、こちらについては、日常の行政が担当している業務全般について、災害時においても停滞することのないように事前に優先すべき事項等を精査して、緊急時においてもしっかりと行政運営をなささいという計画になっておりますので、現在、令和3年度の策定に向けて準備を進めているところでございます。一つの理由については、役場新庁舎が令和3年5月の運用開始予定ですけれども、そこを目指して美幌町として行政機能に停滞がないような準備をしていきたいということで現在進めているところでございますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 1番戸澤義典さん。

○1番（戸澤義典君） 今の答弁ですと、業務継続計画を令和3年度に向けて作成しますというふうに捉えたのですけれども、そういうことでもいいのかという話と、例えば、6要素、作成ガイドが多分出ていると思うのです。この6要素の中には、これから出てくるごみの問題とかも計画しなさいとうたわれていますので、それらも含めて令和3年度までに策定しますということでよろしいでしょうか。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（小室保男君） 先ほどの答弁がわかりづらくて申しわけありません。

策定するというので準備をしておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 1番戸澤義典さん。

○1番（戸澤義典君） 続いて、1日防災学校について質問させていただきます。

昨年度と今年度、旭小学校で実施したと思うのですが、これは全校生徒を対象にやったのか、ある特定のクラスだけやったのか、まずその辺を教えてください。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） 全校生徒を対象にやっております。

○議長（大原 昇君） 1番戸澤義典さん。

○1番（戸澤義典君） 次に、来年度については、美幌小学校、東陽小学校で前向きに検討するという話でしたが、平成30年度は初めての試みで、多分どのようなものかなと、それでも旭小学校は手を挙げたと思うのですが、旭小学校の30年度実績を踏まえて、なぜ今年度は美小、東陽小は希望しなかったのか、その辺がわかれば教えていただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） 平成31年度、二つの小学校が手を挙げなかった経緯でございますけれども、議員おっしゃるように平成30年度に旭小学校が初めて実施しました。初めてということで、現場も大変だったというお話も聞いております。

そのことを踏まえて検討した結果、二つの小学校においては平成31年度は手を挙げないという選択に至ったということであります。

そして、平成31年度でありますけれども、旭小学校におきましては前年度の経験を生かして、かなり綿密に北海道との打ち合わせをして、よりよい形で進められたと思っております。その状況を見ながら二つの小学校についても、来年度においては実施したいということであります。

また、補足でありますけれども、町で町長が会長になっております総合教育会議というのがございます。この席上におきましても、町長から教育委員に対して1日防災学校の開催について、さらには、町長と各学校長との懇談、この中でも積極的な実施について話がありました。

私からは校長会議におきまして、各学校長に対して積極的な検討を願いたいということで指示したところであります。

よろしく申し上げます。

○議長（大原 昇君） 1 番戸澤義典さん。

○1 番（戸澤義典君） 先ほどの質問の中でも言ったのですけれども、1 振興局当たり大体2から3市町村程度ということで北海道は指定しているのです。

ということで、例えば、1年生から6年生まで6年間小学校に在籍しますが、その中で必ず1回経験させたいということを考えると、美幌町は今3校ですから、2年に1回は美幌町に持ってこなければいけないということになるのです。

オホーツク振興局管内でも多くの小学校がある中、2年に1回美幌町に、たまたま平成30年度と今年度はもってこられましたけれども、非常に難しいと思いますけれども、ぜひ1年生から6年生まで在籍する間に1回は経験させたいとは思っているのですが、教育長としての立場をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） 実際に旭小学校の児童の感想の中で、災害に遭ったときは自分で工夫して行動することが大事だと思ったということで、非常に大きな効果があったと考えております。

また、一方では、1日防災学校について、北海道としても非常に重要な事業だと位置づけており、これはまだ確定ではないのですけれども、来年度から教育課程の中に組み入れてやっていきたい、そのような方向が示されているところであります。

そうすることによって、より一層教育としての1日防災学校が充実したものになると考えている状況であります。

よろしく申し上げます。

○議長（大原 昇君） 1 番戸澤義典さん。

○1 番（戸澤義典君） ぜひ、6年間の間に1回は経験させられるように御尽力いただければと思います。

次、災害ごみの対応について再質問させ

ていただきますが、先ほどの御答弁の中で、2025年度までに市町村で60%計画策定を目標としていますということで御答弁があったのですが、その後、計画の策定に向けて進めてまいりますということで御答弁いただきましたが、5年後をめどに計画を策定していくと私は受けとめたのですけれども、そういう考えでよろしいでしょうか。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（那須清二君） ただいまの御質問でございますが、国の指針の中で、当初市町村においては努力義務ということで位置づけていたものが、近年これを策定するということが明記されております。

国ではこの計画策定に向けまして、モデル事業というものを平成29年度から実施してきておりまして、どういうものかといいますと、災害廃棄物の発生量の推計ですとか、廃棄物処理施設の処理能力などに基づいた処理方法の検討、また、その地域特性に応じた課題の解決方法、そのようなことを含めた計画の骨子案をモデル事業で推進をしていただいているということで、平成29年度から道内おおむね10町村ぐらいつ割り当てがされております。

管内でいきますと平成29年度では斜里町が、平成30年度におきましては北見市がこのモデル事業にのっているということでございまして、美幌町といたしましても、来年度できればこれに手を挙げて、採択されればこれにのって、まず計画骨子案を策定してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（大原 昇君） 1 番戸澤義典さん。

○1 番（戸澤義典君） 北海道は既に北海道災害廃棄物処理計画というものを策定しておりまして、その中の第6項で市町村の役割分担があつて、災害廃棄物はそのほとんどが一般廃棄物と考えられることから、災害廃棄物の処理は基本的に市町村が行い

ますということを明確にうたっていますので、そういうものが出たら市町村で必ず処理しなさいということで、北海道は言っていますので、計画がないとなかなか進まない。計画をつくるのは大切だと思いますが、今すぐに必要なのは、仮置き場は指定できると思うのです。

何か災害が起きたときに、あなたの自治会はここに置きなさいと示すことが重要だと思うのです。計画あるなしにかかわらず。

そういう観点から、仮置き場適地はいっぱい町内にあると思うのですけれども、そういうのは計画をつくる前に指定することはできないのでしょうか。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（那須清二君） 災害の規模ですとか、災害廃棄物の量、それから種類などによっても異なってくるのかと思いますので、その辺について専門的な力をお借りする必要もあろうかと思いますが、そう言いましても、いつ何どき災害が起きることが想定されますので、それも含めまして検討してまいりたいと考えております。

○議長（大原 昇君） 1番戸澤義典さん。

○1番（戸澤義典君） 日の出地区の方がいたら大変失礼だと思いますけれども、例えば、日の出地区が水没して、災害廃棄物がいっぱい出た。では、登栄に運んでくださいと言うのか、車がない人はどこに置けばいいのか、ごみをどこに置けばいいのかという現実はあると思うのですけれども、そういう対応はどうしますか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） いつでも指定はできるのではないかという御質問でありますけれども、今、道の事業にのる形で、令和2年に計画をしたいという意向の中で、ある程度出る数量も含めた中で決めていくことが1番いいと思っています。

とは言っても、今おっしゃったように現

実にどうするかということと、それをここだと公表するか、それとも役場内部の意見を聞いて決めておくこととは別だと思うのです。

ですから、例えば、公表ができないとしても、仮にそういうことが不幸にして起きた場合には、ここだという協議は内部で決めておく必要があると思っております。

ただ、そこできちんと満たせるということではないので、満たすためには計画の中で、その地区でどれだけの量が出るか、そして、空き地はどこにあるか、公園がどこにあるかということになっていくということでもありますので、何かあった場合にはしっかり対応できるような形にはしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（大原 昇君） 1番戸澤義典さん。

○1番（戸澤義典君） そうですね。

どこに捨てたらいいのだといったときに、やはり副案がないとできませんので、ぜひ内部検討はしていただきたいと思います。

計画は今後作成するということですので、計画を作成した後の話になりますが、大阪府堺市で災害廃棄物処理ハンドブックという、これはインターネットで調べればわかりますけれども、いろんなことが書いてあります。市民向けのパンフレットになっていて、災害ごみはこんなもので、発生した時はどうすると載っていますので、こういうものを参考にして、ぜひ計画作成後については、広く町民の方に広報していただきたいと思います。

次に、4点目の福祉避難所について再質問させていただきます。

先ほど回答の中で、約100名ぐらい収容できますという御回答をいただきました。

それから、藤原議員の答弁の中で、避難行動要支援者が842名いるということ

で、答弁の中に書いておりましたけれども、その842名全てが福祉避難所を利用するかというと、そうではないと思うのです。

ただ、やはり何名かは福祉避難所を利用せざるを得ない方がいると思うのですけれども、その辺の数というのは、842名のうち何名ぐらいなのか把握されているのでしょうか。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（那須清二君） ただいまの御質問でございますけれども、842名というのは、あくまでも自分で避難ができないので支援をお願いしたいという方々でございます。福祉避難所をこの842名全てが必要かというところではないということで、あくまでも、一旦それぞれの避難所に避難した後に、どうしても体の不自由な方が、車椅子ですとかそういったものによって普通の避難所では難しいので、福祉避難所のほうに移送という、そういう対応が必要かと思うのですけれども、具体的にこのうち何名かというのは押さえておりませんので、御理解願いたいと思います。

○議長（大原 昇君） 1番戸澤義典さん。

○1番（戸澤義典君） 今部長が答弁されたとおりのことを私は聞いたつもりなのです。

842名全員が福祉避難所を利用するわけがないから、実際何名ぐらいが必要なのかと質問したのですけれども、今の段階ではわからないということで、要するに何が言いたいかというと、先ほど100名収容できるという話でした。なので、本当に100名で足りるのかということを知りたいのです。

だから、把握していないということは、100名で足りるかどうかもわからないということで、福祉避難所はこの3カ所ですべて足りていると言えないわけですね。

福祉避難所確保運営ガイドラインがあり

ますけれども、これを見ますとどこでもいいとはなっているのです。望ましいのがバリアフリーですとか、いろいろあるのですけれども、美幌町でもこの3カ所以外に、バリアフリーのところはいっぱいあります。

例えば、現在使用されているグループホームですとか、デイサービスセンターですとか、あるいは、今は使っていない民間施設なり、旧美幌クリニックとか、いろいろな場所があると思うのです。

だから、そういうところを利用する、福祉避難所に指定をする、活用するという考えはないのでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 先ほど、人数を把握していないということをお話しさせていただきました。

その中で、収容可能人数としては答弁させていただいた人数は確保できるだろうという話の中で、それにプラスアルファの分があるかもしれないといった場合どうするかという話の中でいけば、こういう場所はどうかというお話でありました。基本的に福祉避難所に入る方というのは、要件が絞られてくるというか、例えば、要介護度が何以上という中で、普通の避難所では皆さんと一緒にいることが難しいという部分でいけば、あいている施設、ある程度補助する人とか、それから医療とか、介護の知識がきちんとあって、何かあった場合に対応できるという条件が整う施設であれば、そこも受け入れは可能かなと思っていますので、今こちらからお願いしている3施設以外でも、これを指定したときの要件を満たす施設がほかであれば、それも一つの検討の材料かなと思っています。

まずは、要支援者をしっかり把握して想定される人数の把握をきちんとする必要があるので、それは進めていきたいと思っています。

○議長（大原 昇君） 1番戸澤義典さ

ん。

○1番(戸澤義典君) 確かにその場所に看護師とか、お医者さんがいるというのはベターだと思いますが、災害時の非常事態において、中学校とかの体育館で介護が必要な方が避難するのがいいのか、あるいは、日中はデイサービス施設として使っていて、誰もいないけれどもあいているところを避難所に使ってくださいますかというのがあるのかと言ったときには、明らかにバリアフリーになっている施設のほうがいいと思うのです。

それであれば、最初からそういう事態があったときには使わせてくださいますかと調整をして、協定を結んでおくことが大切だと思うのですけれども、その辺は町長どうでしょうか。

また、現在グループホームが何カ所かあります。鳥里とかいろいろあると思うのですが、そこは福祉避難所に指定されていませんから、災害があったときにはその方たちは福祉避難所の指定場所に移動してくださいますかというのか、あるいは、そのままそこが使えるのだったらそこにいてもらって、そのかわり行政としていろいろバックアップしますかというのかです。その辺も協定がないとできません。

その辺はどう思っているのかお聞かせください。

○議長(大原昇君) 町長。

○町長(平野浩司君) 今、町のほうで福祉避難所として位置づけているのは、そこに常時泊まる、ずっと入っている施設を中心にしています。

今お話あったのは、デイサービスとかそういう中で、日帰りするような施設が多いと思うのです。

そういった場合に、仮にそういう施設があって、そこで被災したときには、そこからわざわざ指定されているところに戻りなさいということにはならないと思うのです。

ですから今言われたような施設については、再度チェックをして、通常の受け入れ体制のほかに、そういう人が入ったときにマンパワーがあるかどうかをきちんとしておかないと、そこでお預かりした方については問題ないかもしれないのですが、急遽近いからそこに連れて行くというのは、きちんと調査した中での整理をしないと、今そういうところをどんどん使っていきますということは私は正直な気持ち言えない状況ではあります。

○議長(大原昇君) 1番戸澤義典さん。

○1番(戸澤義典君) そういうマンパワーも含めて準備、調整して指定するというのが原則だと思うのです。ただ施設だけ貸してくれという話にはならないと思うのです。

だから、何かあったときにはこういう施設を貸してもらって、人手については、今あなたのところから何名使えますか、何名足りないからうちで用意しますと、そういうことも含めて協定を結ばなければならないと思うのです。

マンパワーが使えないからという話ではないと思うのですけれども、それらも含めて、協議、調整して、協定を結ぶというのが筋だと思うのですが、その辺はどうでしょうか。

○議長(大原昇君) 町長。

○町長(平野浩司君) おっしゃるとおりです。そこまで限定したわけではなくて、当然トータル的に見ないと、その中で1番重要なのはそこにかかわる人ということでそれを強調したので、それだけを満たせば大丈夫ということではなくて、戸澤議員がおっしゃったように、トータル的に見て可能であれば指定していくことは可能かなと思っています。

そういうふうに御理解ください。

○議長(大原昇君) 1番戸澤義典さん。

○1番（戸澤義典君） さらにマンパワーの話をしていただくと、今指定している3カ所だって、さらに受け入れるとなると職員の方が足りないと思うのです。

その辺を調整して、協定書を結んでいると思うのですが、それは違うのでしょうか。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（小室保男君） 現在、町内3施設を福祉避難所として指定しております。

当時、協定を結ぶ際に、まずは入居されている方以外何名まで、どの場所で可能でしょうかというお話をさせていただいております。

答弁書にも記載しておりますけれども、アメニティについては30名、緑の苑につきましては、こちらは3階に多目的スペースがありますので60名、あさひ在宅ケアセンターについては10名までは可能だと、合計100名というお話をいただいております。

その際、マンパワー、介助、介護をされる職員の体制についても伺ったのですが、それぞれの施設はシフトを組んで運用しておりますので、当然非常時においては職員の皆さんも緊急体制ということで、できる限り受け入れに協力をしたいというお話をいただいております。

ただ、一方で、例えば長期化して、10日、1カ月ということになっていけば、当然職員の皆さんも疲労が蓄積してきますので、その際には、例えば行政の職員が何人か支援に行きますと、そのような話をさせていただいております。

いずれにしても、1番重要なことは福祉避難所としていかに機能していくか、災害弱者と言われる方々を不安のないように受け入れていくということが大切だと思いますので、どのような手法がいいのか今すぐには思い浮かびませんが、しっかりと大きな課題として考えていきたいと思っ

ております。

○議長（大原 昇君） 1番戸澤義典さん。

○1番（戸澤義典君） 先ほど言いました平成28年4月の内閣府の運営ガイドラインを見ますと、当然介護が必要な人は福祉避難所に入れるようになっていますが、それらを支える家族も入れるようになっていきますので、多分その家族はその個人に対してマンパワーとなり得ると思うのです。

そういうものも含めて、例えば今3カ所あるのであれば、そういうときには、支援者の家族が対応できるならば一緒に入ってもらうとか、そういうことも必要だと思うのですが、その辺の家族についてはどうなっているのでしょうか。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（小室保男君） 明確に、御家族の皆さんを福祉避難所において同時に受け入れをするという約束事には至っておりませんが、当然、そういった介護、介助が必要な方については御家族の皆さんも御心配でしょうから一緒に避難をされるのだと思います。

そういったこともあって、各施設に町のほうで、例えば車椅子ですとか、ストレッチャーですとか、歩行器等、避難の際に必要なとなる備品についても、福祉避難所に備えております。

また、緑の苑については先ほど60名ということでお話ししたのですが、簡易ベットについては一応100台まで置けるということでしたので、100台簡易ベットは用意をさせていただいております。

十分な答弁になっていないかと思っておりますけれども、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 1番戸澤義典さん。

○1番（戸澤義典君） 最後の質問のボランティアセンターについて質問させていただきます。

今年10月27日に、旧美英福祉寮を活

用したボランティア訓練、これは先ほど藤原議員の質問でも社会福祉協議会が主催したと伺いましたが、訓練に至った経緯は承知しているでしょうか。

なぜこの訓練が行われたか。

○議長（大原 昇君） 防災危機管理主幹。

○防災危機管理主幹（河端 勲君） 御答弁いたします。

今回10月6日に美幌町総合防災訓練を行ったことは御承知のとおりかと思うのですが、社会福祉協議会もその防災訓練を受けて、実際の災害時に社会福祉協議会としてどう動けばいいのかということを考えていただきました。

それで、実際に災害ボランティアとして動くのは、発災からある程度落ちついた段階になってから動き出すというのが一般的でありますので、今回の町の総合防災訓練にあわせて災害が起き、その後落ちつきました、ボランティアを受けましょうというストーリーのもとに今回行っていただいたと伺っております。

○議長（大原 昇君） 1番戸澤義典さん。

○1番（戸澤義典君） 現状についてお聞かせいただきたいのですが、美幌町として、災害ボランティアセンターとしては、この施設を使ってくださいとか、あるいは、ボランティアに関して三者で協定を結んでいるという事実はあるのでしょうか。

○議長（大原 昇君） 防災危機管理主幹。

○防災危機管理主幹（河端 勲君） ただいまの御質問ですけれども、今議員がおっしゃったことは大変重要なことだと思っておりますが、今のところまだ着手はしておりません。

今後、具体的なことについて協議をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 1番戸澤義典さん。

○1番（戸澤義典君） 先ほど、業務継続計画を令和3年度までにつくるということで、その中の6要素の中にボランティアの話もあるので、当然そういうものが載ってくると思いますが、災害はいつ起こるかわからないですから、早目に三者で協議をして、災害が起きたときには役割分担をして、センターはここを使ってとか、それは計画云々は別にして、あしたからでも、今からでもすぐに動いたほうがいいと思いますので、どうでしょうか。

○議長（大原 昇君） 防災危機管理主幹。

○防災危機管理主幹（河端 勲君） 関係団体と調整の上、なるべく早目に動きたいと思います。

よろしくをお願いします。

○議長（大原 昇君） 1番戸澤義典さん。

○1番（戸澤義典君） 時間がないから最後は提言だけさせていただきます。

先ほど言いましたように、業務運営計画ですとか、災害廃棄物処理計画ですとか、いろいろな計画を策定しなくてはならない。

災害はいつ起こるかわからないということで、防災担当が主幹と主査2人ということで、2人だけだと厳しいと思いますので、早く進めるためにはプロジェクトチームなるものを立ち上げて、みんなで業務分担をして、いいものをつくり上げていくことが大事だと思いますので、最後、町長から答弁をいただいて終わりたいと思います。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 防災・減災については、今やらなければいけないこと、藤原議員、それから戸澤議員からいろいろなことをいただきまして、進めなければいけないことが多々あります。

現実的には時間とすれば待つてはられないということでもありますので、しっかり一つ一つやれるもの、つくらなければいけないものはつくらなければいけない。

ただ、つくって終わりではなくて、それに基づいて今度は実際にどう動けるか、これがもっと大事なので、その計画と並行してやれるものは、例えば今回の答弁の中で総合的なものについては、こういうサイクルでやりたいというお話をしました。でも、個々にやれることはたくさんあるし、逆にそっちのほうは私どもとしては少しでも実際に皆さんに経験してもらうことを進めていきたいと思っておりますし、今言われた計画については、すぐに進めたほうが良いということですので、すぐに進めるように努力していきたいと思っております。

ありがとうございます。

○議長（大原 昇君） これで、1番戸澤義典さんの一般質問を終わります。

暫時休憩します。

再開は、15時15分といたします。

午後 3時06分 休憩

午後 3時15分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

通告順により発言を許します。

7番馬場博美さん。

○7番（馬場博美君）〔登壇〕 私は3点、4項目について御質問させていただきます。

1点目であります。

美幌町の財政運営について、2項目について御質問させていただきます。

1、美幌町の財政運営計画について。

平成30年2月一部改正の第2次美幌町財政運営計画によりますと、平成30年度から平成34年度を迎えるに当たり、人口減少や少子高齢化がさらに加速するとともに、老朽化や耐震不足により多くの公共施設の整備が必要となるなど、極めて厳しい

状況が予想されますとなっております。

そのような中、今後、役場庁舎建設事業に約32.1億円、そのうち起債約17.1億円、屋内多目的運動場建設事業に約7.8億円、そのうち起債約5.8億円、美幌消防庁舎改築事業の美幌町負担分約13.6億円、そのうち起債約12億円で3事業合計約53.5億円、そのうち起債が約34.9億円となっております。

また、平成30年度決算における実質公債費比率は前年度対比0.1ポイント上昇の8.8%となっておりますが、この3事業を含め、今後図書館の建設、トレセンの改修、公営住宅、保育園、小中学校等の公共施設整備や維持管理補修に多額の費用が予想されますが、次の項目について町長の考え方をお聞きします。

1、この3事業を含め、今後の公共施設の整備や維持管理補修に多額の費用を要されると思いますが、美幌町の財政状況はどのように推移していくのかお聞きします。

2、実質公債費比率のピークはおおむね何年度なのか。また、美幌町の財政運営を行う上で、実質公債費比率の上限をどのように考えているのかお聞きします。

3、厳しい財政状況の中で、災害や町民生活に欠かせない事業等が急に必要となった場合の対応についてお聞きします。

4、財政運営計画の第4章の歳入、歳出における方策について、これまで具体的に取り組んできた方策の内容と今後における財政健全化のための町長の具体的な考えをお聞きします。

次に、2項目めであります。

令和2年度の予算編成についてであります。令和2年度の予算編成に当たり、次の項目について町長の考え方をお聞きします。

1、町民の要望や意見、行政評価及び第2次美幌町行政改革実施計画などをどのように予算に反映するのかお聞きします。

2、令和2年度の予算編成に当たって、

町長の具体的な方針をお聞かせください。

次に、2点目でございます。

行政の町民参加について。

意見交換会の開催についてであります
が、美幌町自治基本条例第13条において、総合計画の策定、町民に義務を課し、もしくは町民の権利を制限する条例の制定、町の施設の新設、広く町民が利用する町の施設の利用方法の決定、事務及び事業の外部評価の実施、町民の生活に大きな影響を及ぼす施策の決定などについて、条例第14条において、行政は、町民参加を求めています。

その中で、審議会等の開催、パブリックコメント、アンケート調査などは実施していますが、各自治会及び各種団体等との意見交換会も開催すべきと考えますが、町長の考え方についてお聞きします。

次に、3点目でございます。

網走川河畔公園パークゴルフ場の整備についてでございます。

網走川河畔公園パークゴルフ場につきましては、平成28年に約8,500万円を投じ、休憩施設の設置、トイレ施設及び芝生再生等の整備を行ったところであります。

年間利用者は約2万5,000人と多く、町民の皆様にご利用されて、特に中高年齢の皆様には健康保持等に大きな役割を果たしていると思います。

今後、ますます少子高齢化に伴い、果たすべき役割は大きいと考えますので、次の項目について町長の考え方をお聞きします。

1、駐車場までの道路については、現在砂利道路であり、特に夏などはほこりなどがたち、大変な状況になっていることから、道路を舗装すべきと考えますが、町長の考え方をお聞きします。

2、パークゴルフ場に向かう大正橋付近の道路につきまして、非常に交通量が多く、交通事故も発生しております。

その中で、大正橋からパークゴルフ場へ

の出入り口につきましては、道路幅が狭く危険な状態になっていることから、出入り口の拡張が必要と考えますが、町長の考え方をお聞きします。

3、現在設置していますトイレは、プレーしているとき、トイレに行きたくても近くにないため大変困っております。

増設すべきと考えますが、町長の考え方をお聞きします。

以上、3点についてよろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君）〔登壇〕 馬場議員の御質問に答弁いたします。

美幌町の財政運営についてであります
が、初めに、美幌町の財政運営計画についての答弁をいたします。

1点目の美幌町の財政状況はどのように推移していくかであります
が、役場庁舎、屋内多目的運動場、消防庁舎の建設等を踏まえ、第2次財政運営計画の数値を基本として中期財政試算を行った結果、普通建設事業費は増額となるものの、補助金等の財源を見込めることにより、直ちに現計画を修正しなければならないような財政状況には至らないと判断したところであります。

2点目の実質公債費比率について
ありますが、試算では実質公債費比率のピークを令和10年度の10.1%と予想しております。

次に、財政運営を行う上での上限の考え方
ありますが、地方債の発行に当たり、国との協議制から許可制に移行となる18%を超えることのないように財政運営を行っております。

3点目の災害発生などの急な事業への対応
ありますが、初めに、災害復旧等の費用に充てるために積み立てを行っております
備荒資金組合納付金の取り崩しや災害復旧事業債、国庫補助金等の活用による財源の確保を行い、町民生活に影響を及ぼすことのないように対応してまいります。

4点目の計画に定めている方策の具体的な取り組みであります。歳入においては、町税等の効果的な収納対策を目的とした収納向上対策本部による取り組みを初め、計画的な基金の有効活用、交付税措置の高い地方債の借り入れ、未利用地状態にある町有財産の売却、ふるさと納税の拡充などを。歳出においては、運営計画に沿った投資的経費の設定及び実施、消耗品等内部管理経費の節減、公共施設等総合管理計画に基づいた公共施設の更新、長寿命化などを行うことにより、持続可能な行財政基盤を確保しております。

次に、今後における財政健全化のための具体的な考え方でありますが、現在進めております役場庁舎、屋内多目的運動場、消防庁舎の整備を着実に進めながら、計画に沿った財政運営を実行することにより、将来世代への過度な負担を残さない、将来に責任を持った健全な財政運営を維持できるものと考えております。

次に、令和2年度の予算編成についてであります。

1点目の町民要望等の予算への反映であります。各種団体からの要望や陳情を初め、美幌町自治会連合会との意見交換会などでいただいた意見並びに行政評価の結果や行政改革実施計画などの内容については、担当部局へ指示するほか、必要に応じて政策会議などで協議を行いながら、新年度予算に反映させることとしております。

2点目の予算編成に当たっての町長の具体的な方針についてであります。11月22日に全職員を対象に開催いたしました予算編成会議において、基本方針及び重点的に取り組むべき項目等を指示したところであります。

初めに、基本方針であります。令和2年度は役場庁舎、屋内多目的運動場、消防庁舎の整備等により、町債残高の増、基金残高の減が見込まれ、非常に厳しい財政状況が予想されます。

厳しい状況を踏まえて、全ての事業を根底に立ち戻って見直すとともに、新たな施策については、町民ニーズをしっかりと把握しながら、施策の実施によって、誰がどのように幸せになれるかを考えながら予算編成に取り組むよう指示したところであります。

さらに、重点的に取り組むべき事項については、第6期美幌町総合計画を着実に実行するため、計画に定めている五つの基本目標に沿って取り組むべき事項に加え、今後4年間の町長の重点政策の実行を指示いたしました。

人口減少時代を迎えた今、美幌町の将来を見据えたまちづくりを実施するためには、町民の皆様の元気を引き出し、美幌の活力を高めることで、さまざまな課題を克服できるものと考えております。

美幌の活力を高め、次代につなげるまちづくりの実現に向け、力強い一歩を踏み出すことができるよう予算を編成してまいりたいと存じます。

次に、行政の町民参加について。

意見交換会の開催についてですが、本町では、美幌町自治基本条例第3章の町民参加及び第6期美幌町総合計画で、基本目標1の町民との協働によるまちづくり・広聴の充実に基づきさまざまな方法で広く町民の皆さんから意見を聞き、その意見を町政に反映させることを基本とし、行政運営に取り組んでおります。

近年では、総合計画の策定時に審議会のほかに、広く意見を聞く場として各界及び地域づくり団体等から推薦を受けた方並びに公募により申し込みのあった方41名で構成したびほろみらいまちづくり会議を開催し、多くの意見を総合計画へ反映させております。

また、現在建設中の役場新庁舎につきましては、町民説明会と意見交換会を6回開催、屋内多目的運動場の建設につきましても関係団体などに対する説明会及び意見交

換会を9回開催しております。

また、これら町民の生活に大きな影響を及ぼす事案のほか、日常生活等にかかわる事案に対しましても各自治会から要望事項を提出いただき、地域の課題の把握に努めるとともに、自治会連合会との懇談会や商工会議所など各種団体との意見交換も随時行っているところでもあります。

美幌町自治基本条例の基本原則である町民主体の自治の実現には、情報共有と町民参加は欠かせないことから、今後につきましても、情報共有の手法であるまち育出前講座や広報紙、ホームページなどの充実を図るとともに、さまざまな年代など幅広く町民の皆さんから御意見を伺いながら行政運営を進めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、網走川河畔公園パークゴルフ場の整備についてですが、網走川河畔公園につきましては、昭和49年から河川法に基づき、国土交通省の占用許可を受け、夏季はパークゴルフ場やゲートボール場、冬季はスケートリンクなど、夏冬を問わず町民の方々が健康増進のため活用する重要な施設と認識しております。

特に、パークゴルフ場は利用者も多く、本年は約2万5,100の方が利用されております。

町といたしましても、町民や利用者の方々からの御要望にお答えし、平成28年度にグリーンや芝生、植栽、駐車場、休憩室や簡易トイレの整備など利用しやすい環境整備に努めてきたところでもあります。

また、利用者団体であります美幌町パークゴルフ協会の方々により、毎年パークゴルフ場オープン後にたんぼぼ除去や水まき作業など施設の環境整備に御協力をいただいております。

1点目に御質問の網走川河畔公園パークゴルフ場アクセス道路の舗装化につきましては、以前より御要望をいただいているところですが、河川敷地の占用許可準則によ

り堤防のり尻から10メートル以上離すこととの基準が示されていたことから、道路の舗装化に当たっては、ゲートボール場やパークゴルフ場敷地に影響を与えるため、御要望にお応えできない旨御説明しております。

しかし、今年度に入り利用者の方より問い合わせがあったことから、7月に網走開発建設部北見河川事務所と協議を行ったところ、数字的な条件が緩和されていることを確認したところでもあります。

今後におきましては、整備の規模、内容、財源等について慎重に検討した中で、実施の可能性について関係機関も含めて協議を行ってまいりますので、御理解をお願いいたします。

2点目に御質問の大正橋から網走川河畔公園パークゴルフ場出入り口の拡幅についてですが、網走開発建設部北見河川事務所より、大正橋から網走川河畔公園パークゴルフ場への出入り口となる堤防には光ケーブルが敷設されていることから、堤防改修による出入り口の拡幅は維持管理上難しいとの回答をいただいておりますので、平成28年度の大正橋補修工事の際に、堤防左右に設置しましたカーブミラーを御利用いただき、車両出入りの際は安全確認の上、事故のないよう十分に注意して通行をお願いいたします。

3点目に御質問のトイレの増設についてであります。パークゴルフ場内のトイレについては、休憩室付近に3棟、大正橋コース、しらかばコース、つつじコースの網走川沿いにそれぞれ1棟ずつ、計6棟を設置しております。

トイレ等の仮設物については、洪水などの大災害時には、仮設物を全て撤去しなければならないことから、現状においては、災害時の対応などを考えますと、これ以上の増設は難しいと考えておりますが、美幌町パークゴルフ協会と協議の結果、既存のトイレの設置位置を移動することで了解を

いただいたところであります。

今後とも、美幌町パークゴルフ協会並びに維持管理を委託している美幌町スポーツ協会、教育委員会の三者が連携を図りながら、町民やパークゴルフを愛好される皆様方に利用しやすい環境整備に努めてまいりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

以上、答弁をいたしましたので、よろしくをお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 7番馬場博美さん。

○7番（馬場博美君） それでは再質問させていただきます。

順番を変更いたしましたして、最初に3番目の網走川河畔公園パークゴルフ場整備について再質問させていただきたいと思えます。

今、町長から答弁をいただきました。

網走川河畔公園パークゴルフ場につきましては、平成4年度から30年近く多くの人に利用され、以前からこの件については要望がありました。

アクセス道路の舗装化については、今回、7月に北見河川事務所との協議を行ったところ、河川敷地の占用許可準則が緩和されたということでもありますので、ぜひ、この条件が緩和されたことから、引き続き実施できるよう関係機関と協議を重ねていただきたいと思います。

そこで、2点ほど、前段にお聞きしたいと思います。

7月に河川事務所に行った時に、緩和されたということなのですが、この河川敷地の占用許可準則がいつごろから緩和されたことになっていたのかが1点と、もう1点は、道路を舗装するとしたら約500メートルぐらいあると思えますけれども、概算の工事費は幾らぐらいになるのか教えていただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 建設水道部長。

○建設水道部長（川原武志君） 御質問の

準則の変更についてであります。準則の変更につきましては平成11年の通知にありましたけれども、準則のハンドブックというものが町にありまして、それは平成12年6月発行ということでもあります。その中では、現在の10メートルというのは残っております。

私どもも、何回か河川敷地の協議にまいっておりますけれども、その準則の変更についても、内容についてはその事業の中では出てきてはおりませんが、結果的に恐らくその通達からいきましたら、平成11年以降に変更になっているのではないかと考えております。

ただ、数値的なものが消えたりだとか、公園、この河川敷地を有効に使うというような変更も、その都度、平成11年、23年、28年と随時変更がされて、今現在に至って、最終的には平成28年の改定が最終改定ということになっております。

それと、もう1点ですけれども、この工事費につきましては、河川協議の内容によって大きく変動いたします。

例えば、冬場利用するスケートリンクが設置されていますということになれば、設計費とか、あと工事費だとか、その辺を全部含めまして485メートルで、例えば冬場行う場合は、大きく路盤を置き換えなければならないということがあります。

あと、夏場だけ使うのであれば、交通量が少ないので雨水路盤でいいということになりますので、協議しないとわかりませんが、入り口の部分も全体も含めた中では7,000万円程度はかかるのではないかなと、今のは舗装プラスそれにつながっている入り口の部分、二つ目の質問にありますけれども、総体的なものを全体的に考えますと、それぐらいの費用がかかるのかなというのと、舗装のみであれば、大抵うちのほうでござらうと、例えば、細かく河川協議のほうで断面がどこまでだとか、舗装の流出防止がどうなるかだとか、河川

の大正橋の下のクリアランスがどうなのかとかいろんな諸条件があります。その辺が全部クリアされてはおりません。

現段階の協議については、占用以外の部分についての事業が可能であるかないかという段階でのお話なものですから、それでやると約5,000万円程度、道路だけであれば、その程度はかかるだろうというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（大原 昇君） 7番馬場博美さん。

○7番（馬場博美君） 最終的に緩和されたという、こののり尻から10メートルというのが最終的に平成28年ごろということで理解してよろしいですか。

○議長（大原 昇君） 建設水道部長。

○建設水道部長（川原武志君） 非常にその辺の内容が、私どもも確認はとれてはいないのですけれども、恐らく最終的には平成28年ですけれども、平成14年の大幅な準則改定で大きく変わりました、それまで平成6年の準則であったものが廃止されて、平成11年以降ではないかと思っております。

○議長（大原 昇君） 7番馬場博美さん。

○7番（馬場博美君） 私が今からこういうことを申し上げても不適切な発言になるかと思えますけれども、平成28年当時にこういうことを協議していれば、今は実施の可能性について、今後できるかどうかは北見河川事務所との協議ですけれども、もう少し早くやっていたら、こういった可能性が平成28年の大規模改修を8,500万円もかけてやったときに、そういう検討がなされたということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（大原 昇君） 建設水道部長。

○建設水道部長（川原武志君） 平成28年度につきましても、開発との協議には行っております。

ただし、そのときにはそういう部分についての話はありませんでした。10メートルの範囲内の部分の取り扱いとか、そういうことについては協議が出ていなかったものですから、平成12年度以降のハンドブックの部分についての準則が残っているという認識でございました。

○議長（大原 昇君） 7番馬場博美さん。

○7番（馬場博美君） 今、過去のことを言ってもあれですので、最終的に、町長、こういった関係機関との協議がもし整った段階には、財源を確保しながら、やはりパークゴルフ場利用者の長年の要望でありましたアクセス道路の舗装化について、舗装すべきと考えますが、町長の考え方をお聞きしたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 河川の道路をつける場合の条件が緩和された時期について、明確でないことは申しわけなく思っております。

当時、私も教育長として当然できないものと思っていたのは事実であります。

結果的に、新たに協議したときに、条件にもよるのしょうけれども、難しいことではない、できないことではないという認識はあります。

その道を舗装するかどうかについては、私の中での問題は、今大体7,000万円ぐらいという話をされたときに、このお金をどう捻出するかということで、道路という話でいけば、まちの中でも道路を舗装してほしいという要望があります。その辺とのバランスを見て、今のところ財源が全く見当がつかない状況の中においては、可能な限り検討はするのですけれども、前向きに進めますというところまでの返事はできないと考えていただければと思っております。

基本になるのは、やはりまちの中の他の道路と比べて、今回陳情もありましたけれ

ども、皆さんが高齢の方が使うということ
でいけば、こっちを優先すべきだという機
運が高まったときは一つの判断にはなるの
ですけれども、どうしてもお金をかける
ときに、ほかのかけ方を考えれば、慎重にな
らざるを得ないということで御理解いた
だきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 7番馬場博美さ
ん。

○7番（馬場博美君） 私は6月と9月に
農村道路の舗装化について町長に考え方を
お聞きしました。

当然、パークゴルフ場の道路につきまし
ても、また、他の生活道路の優先について
も非常に状況的にはわかります。

その中で、生活道路は、例えば農村道路
であれば、道営畑総事業の財源を確保する
なり、そういった財源を確保しながらやっ
ていかなければならないことだと考えてご
ざいます。

町の道路についてもしかりであります。

私道についてもそういった要望がありま
すので、ここについても可能な限り財源を
確保しながら検討するというところで、前向
きまではいかならないと言いますけれど、何
ととっても、今までの長年の懸案であつ
た、河川敷地の占用許可準則がネックにな
っていたことが緩和されたということです
から、この機会を逃してはなかなか舗装に
はできないと思いますので、ぜひ舗装につ
いて考えだすべきだと私は思いますけれど
も、あわせて生活道路も当然大事だと思
います。

その中で、ぜひ町長の考え方を再度お聞
きしたいと思います。よろしくお願
いしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 道路の整備につ
いては、馬場議員がおっしゃったとおり、農
村地域の部分については御質問をいただ
いて、私どもも調べて、方向性とすれば選
択はあるのですけれども、財源の確保はちよ

っと見えてきているかなと思っています。

まちの中の財源を確保できない一般道を
どうするかという部分で、ここは河川敷地
で公園としての位置づけなので、財源等
をどうするかというのは正直に言って悩ん
でいます。

先ほどの前向きに考えられないという意
味は、やらないということではなくて、言
葉をかえさせてください。優先的に取り
組むところまでは今は言えないと理解
いただければと思います。

私が前向きに考えたいと言っている中
で、前向きに考えたくないと言ったらい
かにもやらないということで、ただ気持ち
としては、教育長時代に本当に何とかし
たいという思いはすごくあった場所であ
ります。

今、立場が変わったわけで、皆さん何
とかやってほしいという思いで、私のと
ころに来られて、陳情されたということ
もあるので、その思いはしっかり大事に
受けとめたいとは思っております。

○議長（大原 昇君） 7番馬場博美さ
ん。

○7番（馬場博美君） 理解いたしま
した。

ぜひ財源を確保しながら、前向きに検
討していただきたいと思います。

次に、2点目の大正橋から網走川河畔
公園パークゴルフ場出入り口の拡幅につ
いてでございます。

わからなかったのですけれども、北見
河川事務所から、光ケーブルが敷設され
ることから、維持管理上難しいという答
弁でございましたけれども、具体的に補
足をしていただきたいと思
います。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 出入り口も、前
から何とか拡幅できないだろうかとい
うか、堤防用地としてはあるのです。そ
れを広げることにはできないのかなと思
っております。

これもいろいろ協議をしてもらったところ、あそこに河川管理用の光ケーブルを新たにを入れているのです。

言われたのは、拡幅よりもその管理用のケーブルを新たに全部入れかえるというのは、要は、堤防を盛ることによって、ケーブルを沈めるといふか、下にしてしまうことはだめですよ。

ですから、光ケーブルをいつでも管理できるような状態に全部施工し直してくれるのであれば、それはいいですとは言わないですけれど、そういう形にしてくれるのであればということ、ですから今回の答弁の中でできないとは言っていないのです。

私もできないとは思っていないのですけれど、多額の費用がかかるだろうというのは予測されるので、難しいという形で答弁させてもらったのです。

そういう問題があって、先ほど言ったように、やはりこの辺もお金がベースになる中で、どうなのかということでありまして、道路よりもこっちのほうがかなり厳しいという認識でありますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 7番馬場博美さん。

○7番（馬場博美君） わかりました。

やはり光ケーブルを移設するとなると莫大な費用がかかるということは、実現不可能かなという感じもします。ただ、答弁の中にありましたカーブミラーでは不十分だと思います。申しわけないのですけれども、逆に拡幅がだめならば、何か別な方法を検討されたことが今までありますか。

別な方法ができないかお聞きしたいと考えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 今まで建設水道部と話した中でいきますと、基本的に拡幅が1番いいのかなと、今までは路盤高を高くして手すりというのでしょうか、車が出るときに橋の手すりに目線がぶつからないよ

うに目線から少しでも出るとか、カーブミラーをつけてやったりはしているのですけれど、それでは解決できないというのは認識しているところであります。

ですから、入って行ってアールというか、車が入るための角度を切るためにも幅を広げることが1番ベストだとはずっと思っていたのですけれども、先ほど言った、光ケーブルが河川のカメラ用にあつて、その部分をいつでも管理できる状況にしなればいけないという部分で何か代替ができるのであれば拡幅をしてもらって、幅を広げることが1番ベストかなと。

あと路盤を高くしたりする部分でも限界があるのかなと思っています。

この辺は担当の建設水道部の技術スタッフと何ができるかということで、引き続き、いろいろ検討していきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 7番馬場博美さん。

○7番（馬場博美君） 専門的なことになりますので、町長がおっしゃったとおり、拡幅についてベストだということであれば、そのことについて今後検討を具体的に、開発建設部との協議もありますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

3点目のトイレの増設については、既存のトイレを移動するというので理解いたしました。

1点だけ具体的な利用者からの声として教育委員会に聞きたいのですけれども、使用期間について5月から10月までとなっておりますが、例えば、しばれの状態にもよりますけれども、11月上旬までできないのか、また、どうしてもできなければ、大正橋コースだけでも11月上旬まで利用できないのかお聞きします。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） ただいまの利用期間のお話でございますが、利用期間を10月までとさせていただいているのは、芝

生の保護、こういったことが大きい状況であります。

10月いっぱいまでということではありますが、1番利用されているコース三つにつきましては、実際は10月の最終週は利用を御遠慮いただいている状況であります。

そのようなことから、現時点では期間の延長は、芝生の養生を第1に考えると難しいと考えておりますが、その辺につきましても利用者団体等の意見を聞いたりだとか、どのような方向でニーズにお答えできるのか等々について、今後も調査研究していきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（大原 昇君） 7番馬場博美さん。

○7番（馬場博美君） 3点ほど申し上げましたパークゴルフ場の使用についても、パークゴルフ協会、それからスポーツ協会と、教育長おっしゃるとおり、町民にさらに喜んでもらえるような施設になるよう努めていただきたいと思います。パークゴルフ場については終わらせていただきます。

1番目の財政運営計画について再質問させていただきます。

先ほどの御答弁の中にありましたけれども、平成30年度から平成34年度における第2次美幌町財政運営計画の中で、極めて厳しい状況が予想されると記載されています。

その中で、先ほど質問いたしましたけれども、役場庁舎を含めて3事業で約53億5,000万円、そのうち起債が34億9,000万円ということになってございます。美幌町の財政は本当に大丈夫なのかと町民から私も聞かれます。

答弁の中で、直ちに現計画を修正しなければならないような財政状況には至らないとありますが、本当に美幌町の財政は心配ないのか、もう少し具体的に説明をお願いしたいと思います。

町長このような状況の中で、財政は心配

ないのかということが1番だと思いますけれども、具体的に説明をお願いしたいと思います。

◎会議時間延長の議決

○議長（大原 昇君） お諮りします。

もはや4時近くになりましたが、あらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

◎会議時間延長の宣告

○議長（大原 昇君） したがって、あらかじめ会議時間の延長をすることに決定しました。

◎日程第4 一般質問

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（小室保男君） 御質問の心配ない財政状況かと問われたわけでありませけれども、心配ありませんということでお答えできればいいのですけれども、先の中期財政試算でもお示ししたとおり、財政指標を見る限りにおいては、おおむね健全な財政状態を維持していけるだろうという状況で考えております。

ただ、答弁でもありましたが、地方債の残高は増加をいたしますし、基金の残高は減少していくということになりますので、なかなか万全な状態にあるという発言はできないのかなと思っております。

今、確かに大型事業を進めているわけでありませけれども、将来に向けて必要な事業ということで今実施をさせていただいております。

行政運営、財政運営の心構えとしては、今の町民の皆さんの生活をしっかり支えるということも必要ですし、10年、20年先の町民の皆さん、今の子供たちが美幌町でしっかり暮らせるような環境を将来もつ

くっていくというのも当然考えなければいけませんので、非常に悩みながら財政運営を続けていくことになると思います。

また、人口減少も進んでいきますし、その時々社会情勢変化があるわけでありますので、収支バランスをしっかりと考えた中で、今後についても行政運営、財政運営に努めていきたいと考えております。

○議長（大原 昇君） 7番馬場博美さん。

○7番（馬場博美君） 12月1日号の町の広報で拝見させていただきました。

その中で、平成30年度の決算に当たりおおむね健全な状態にあるということで、今総務部長が言われた心配ないとは言えない状況にあるということとちょっと違うかと思えますけれども、今の状況の中で1番大切なことは、町債残高もふえていく中で、人口減少によってそれぞれの町税や地方交付税が落ち込み、超高齢化社会の社会福祉費や扶助費の増加により、今後厳しい財政状況の中で、きちんと削減するものは削減しながらやっていきたいということだと思いますけれども、やはり町民は大きな3事業をやったことによって非常に厳しくなっているのだと思えますけれども、平成30年度の決算をみるようにおおむね健全な状態にあるという感じも受けると私は判断しています。

次に、実質公債費比率の上限の考え方についてでありますけれども、地方債発行に当たり、国との協議制から許可制に移行する18%を超えないよう財政運営を行っているとの答弁ですが、18%は平成30年度の倍であります。

ちょっと古い資料ですけれども、平成29年度の数値を見ますと全道平均で9.2%になっていますので、先ほど総務部長が答弁したように、できるだけ後世に負担を残さないよう財政運営をすべきと考えますが、18%を超えないような財政運営でなく、きちんと全道平均よりも、先ほど最高

が10.1%ということでありましたので、そこら辺で運営すべきと私は考えますけれども、町長の考え方をお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） これからの財政状況という部分で、先ほど総務部長から説明をさせていただいた中でいけば、これからも大丈夫ということは言い切れないというのは事実で、馬場議員がおっしゃったとおり、日々厳しい財政状況にあるということ常を頭に置いて、日々努力するというか、計画的にはこういう一つの試算を出していますので、それに沿ったやり方をしっかりとやらなくてはいけないことと、答弁では18%、これは正直言って、馬場議員もあり得ない、でも一つの線引きとしては18%です。

でも現実としては、今保っている数値前後、これを維持する努力をしなければいけないと思っています。

リミットはそうなのですけれど、そうなったときにはもう半分お手あげというよりも、立ち行かないような状況の数値だと私は認識しております。

○議長（大原 昇君） 7番馬場博美さん。

○7番（馬場博美君） 所管委員会に説明があった地方債残高の推移でありますけれども、この数字を見ますと平成17年に23.3%というのがありますので、町長おっしゃるとおりそういう目標に向かって進めていただきたいと思いますと考えてございます。

次に、歳出、歳入における具体的な方策の中で、2点ほどお聞きしたいと思います。

1点目は、歳出の人件費総額の抑制で、人事評価制度の充実とありますが、現在の取り組み状況についてお聞きします。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（小室保男君） 人事評価につきましては、現在、一旦立ちどまっている

状況にあります。

本来であれば、評価をしっかりと行った上で人事に反映していくということになるのですけれども、人事評価を実施した際に、当初かなり煩雑な評価システムをつくっております。

大きな問題点として、人事評価をするために大きな時間を費やしてしまうということで、通常業務にも影響を及ぼしているという状況もございましたので、一度その評価の手法を一旦立ちどまった中で、美幌町として有効な評価を行うべきということで、現在検討を進めている状況でございます。

○議長（大原 昇君） 7番馬場博美さん。

○7番（馬場博美君） 私も当時行政側において、人事評価もやりました。その中で、いろいろな問題点もあって、なかなか踏み切れないものがありましたけれども、まずは現在はやっていないということで理解していいですか。

1番大切なことは、一生懸命やっている職員の方が、人事評価制度によってこれからも頑張るといって、それに取組めるような人事評価制度であっていただきたいと思います。

次に、特別職の給与についてでございます。

財政運営計画の中にもあります。

行財政改革に取り組む決意と姿勢を示すため、引き続き削減しますとあります。

現在、削減されていないと思いますけれども、町長の考え方をお聞きします。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（小室保男君） 済みません。

先ほど、人事評価の件で答弁をさせていただきました。

システムというもとにおいては人事評価は実施できていないのですけれども、システムとしては機能してはおりませんが、評価を全くしないということではなくて、当

然日々それぞれの職場で職員に対する評価はなされております。

したがって、例えば、人事異動の際の適材適所の配置等については、各部局長、所属長から聞き取りをした中で、人事に反映しているということでもありますので、システム化されておりましたが、評価が全くできていないということではないことは御理解いただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 特別職の給与についてということでもありますけれども、今示している計画は、私の前任の町長がつくった計画をベースに進めております。

そういった中で、特別職の給与については行政改革に取り組む決意と姿勢を示すため、引き続き削減しますということでもありますけれども、私は今のところ削減は考えておりません。今決められた給与の中で、しっかりとそれ以上の仕事をする、努力をすることを考えておりますので、今運用されている計画内容と違うかもしれませんが、ベースとなっているのはその計画の中での修正をしているので、実際に行われていることを再度しっかり見直しをした中で、私が町長に就任して違うものについては、計画の数値的なものだけではなくて、こういう文言についてもしっかりと精査して、直すものは直して進めたいと考えておりますので御理解いただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 7番馬場博美さん。

○7番（馬場博美君） ちょっと戻りまして、先ほどの人事評価制度、システムの制度化に基づいたものはやっていないけれども、それは検討しているけれども、実際の人事評価については、事務的に各部長と評価しながらやっているということで了解いたしました。

町長の特別職の給料については、財政運営計画を見直すということの中で、今後検

討していきたいということでありました。

次の質問に移りますけれども、令和2年度の予算編成の基本方針で、役場庁舎、屋内多目的運動場、消防庁舎の整備等により町債残高の増、基金残高の減が見込まれ非常に厳しい財政状況が予想され、全ての事業を根底に立ち戻って見直す必要があります。

その中で、財政運営計画についても町長が就任してから見直すということになりますので、そういう状況も頭に置きながら検討をされたほうがいいのかと思います。

町長がおっしゃるとおり、将来、次代への過度な負担を残さない、未来に責任を持った健全な財政運営をするためには、私はきちんとした財政運営計画の着実な実行が必要と考えますので、ぜひ、これからもお願いしたいと思います。

それでは次に、予算編成について質問させていただきます。

1点だけ質問させていただきたいのですが、基本方針の中で、全ての事業を根底に立ち戻って見直すとともに、新たな施策について立案段階から町民ニーズをしっかりと把握するというので、本当に大切なことだと私は思います。

その具体的な町民ニーズを、町長はどのように把握するのか教えていただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 今回の質問の2点目の中でも触れることかもしれませんが、基本的な姿勢としては、自治基本条例で町民参加の部分をやっていることと、政策的に、それぞれの担当が住民の方々は今何を必要としているかということの把握をすることは、これは当然日常的にやらなければいけないことなので、そういう意味では、そういうことを提案するというならば、やるときには企画の段階でしっかり関係する人たちとの話し合いをして、それが本当に適正なのかということをやりたいという思いの話と理解いた

だきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 7番馬場博美さん。

○7番（馬場博美君） わからなかったのですけれども、いわゆる予算をあげます。あげるときに、町民の要望している声が町民ニーズだと思うのですけれども、そこら辺は担当部局に任せるということで、私は理解できなかったのですけれども、やはり新しい施策については、町長がみずからいろんな部分で情報を得た中で、いろんな要望もあると思いますけれども、そういった町民のニーズとか町民の声を大切にいただきたいと思いますのですけれども、そこら辺は町長はどのように把握するのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 説明不足で申しわけございません。

例えば新年度の予算については、基本的な重点政策については、きちんとこういうものをしっかりやっていただきたいと思いますということをお話ししております。

私が1から10まで、言うならば、事業の全部を指示するわけではないので、それぞれ担当として、ふだん仕事の中で感じているもの、感じているところというのは、ただこんなものはどうかということではなく、それが本当に町民の方が望んでいるかどうかということを考えてという意味です。そのためには、ふだんからしっかりアンテナを立てて、当然要望もあるでしょうし、みずからこういうことはどうかと聞くという、そういう行為が必要だと思いますし、この中に書かせていただいたのは、その事業が施策の実施によって、誰がどのように幸せになるかというこの辺のぶれがないように、当然そのことが場合によっては、行政の組織にとって有利になる場合もあるかもしれないけれど、そうではなく、本当に町民にそれが必要かどうかということ冷静に考えれば見えてくる話なの

で、そういう意味では、担当もしっかり、私だけではなくて一緒に耳を傾けるという姿勢は大事だということなので、そういう表現をさせていただきました。

○議長（大原 昇君） これで、7番馬場博美さんの一般質問を終わります。

◎散会宣告

○議長（大原 昇君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

午後 4時16分 散会

美幌町議会議長

署名議員

署名議員